

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ） （29. 4 定）			
日 時	平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 （火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	林下委員長、中村（吉宏）副委員長、秋元・千葉・高野・佐々木・ 新谷・山田・横田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・医療保険・福祉・ 建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （生活環境部長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に千葉委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が秋元委員に、斉藤委員が千葉委員に、中村誠吾委員が佐々木委員に、川畑委員が新谷委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は公明党、共産党、民進党、自民党の順といたします。

公明党。

○千葉委員

◎海水浴場対策費について

それでは初めに、海水浴場対策費について伺ってまいりたいと思います。

今回、海水浴場対策費については、補正予算が組まれていると思います。この内容について、まず御説明をお願いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

まず、補正予算の内容でございますが、銭函 3 丁目駐車場管理経費につきましては、当初予算 900 万円に対しまして、決算見込み額 873 万円と、27 万円下回りましたので、不用額について減額補正するものです。

海水浴場対策委員会補助金につきましては、駐車場使用料収入から駐車場管理経費を差し引いた額を海水浴場対策委員会への補助金としておりますが、今年度は銭函 3 丁目駐車場の使用料収入が 677 万 9,000 円に対し、駐車場管理経費については 873 万円となりましたので、収入が支出を下回りました。それで、当初予算 200 万円をゼロ円に減額補正するものです。

○千葉委員

この対策費につきましては、決算特別委員会でも触れさせていただきました。この関係性ですけれども、銭函 3 丁目駐車場管理経費と海水浴場対策委員会補助金というのは、駐車場を開設して、その使用料収入から経費を差し引いた額を対策委員会に補助金として交付して、さらに小樽市から対策委員会への貸し付けの減額を図っているものということで、こういうお金の流れになっていると思っています。

今年度も結局、この元金償還額はゼロとなりました。過去にさかのぼって、平成 24 年度から 28 年度の元金償還額について、推移を御説明願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

平成 24 年度からの元金償還額の推移ですけれども、24 年度が 821 万 1,751 円、25 年度が 753 万 7,191 円、26 年度が 408 万 5,882 円、27 年度、28 年度につきましては、ゼロ円となっております。

○千葉委員

この現在の借入残高というのは、どのくらいになっているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

対策委員会への平成 28 年度末の貸付金の残高につきましては、2,175 万 1,437 円です。

○千葉委員

今、御説明いただいたように、平成 27 年、28 年、29 年度と、元金償還額がゼロとなっております。これは、前回もお話ししましたがけれども、ドリームビーチ等のさまざまな課題、問題がありまして、今回、27 年度からはそうい

う状態が続いています。これによって、毎年度、借りかえをしている、この貸し付けというのは、実質、残高が増加していると考えますけれども、これについても説明をお願いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

貸付金が利息分ふえているという御指摘ですけれども、平成 27 年度は、ドリームビーチ海水浴場が非開設のため、駐車場も開設しておりませんので、収入がございませんでした。

28 年度、今年度については、銭函 3 丁目駐車場管理経費に対し、駐車場使用料収入が下回ることから、市から補助金を支出できませんので償還ができない結果となり、大変残念に思っております。

まず、次年度におきましては、今、ドリームビーチ協同組合とも相談しているところですが、駐車場の収入増と管理経費の縮減に努めていきたいと考えております。

○千葉委員

改めて伺いますけれども、この銭函 3 丁目の駐車場を市で開設している目的、理由について、説明もお願いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

駐車場の開設の目的ですが、市がドリームビーチ海水浴場利用者の利便のため、国有地を借りておりまして、過去に行った前浜の普及工事費について、市からの借入金で支払ったため、駐車場を市が直営で開設し、その収入で分割して支払うこととし、駐車場の利益を補助金として受けて、小樽市への返済に充てることとしたものですので、現状では市で開設しているものです。

○千葉委員

今のような理由ということで、実質は 3 年間、さまざまな理由から元金の償還額がゼロになってしまっていて、結果的には毎年度、利息も増加している、さらには今、その銭函 3 丁目の駐車場の開設の目的というのは、その開設をして、収入から管理経費を引いた分を貸し付けの返済額に充てているとすれば、元金償還もできないまま、なおかつこの市の駐車場として開設する、その管理経費というのは 800 万円、900 万円かかっているということについて、普通の感覚で言えば、非常に経費的には貸し付けに対する経費が非常に大きくかかっていると思いますけれども、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

今年度については、管理経費が 873 万円に対して、使用料が 677 万年程度ということだったわけですので、まずは駐車台数がふえることが必要かとは考えておりますので、収入増に向けて、海水浴場の魅力もあったということも含めて、ドリームビーチ協同組合とも相談をしております。市としては、駐車場の管理を行っておりますので、来年度は駐車場のゲートを 3 カ所から 2 カ所にするなどによりまして、駐車場管理経費の縮減に努めまして、何とか収入が得られるように努めてまいりたいと考えております。

○千葉委員

今後の工夫をしていくということで、それも一定程度は理解するのですが、結局、その駐車場の管理経費を 800 万円、900 万円かける、来年以降は少しそれを縮小するということですが、それをかけてまで、この貸付金の返済に向けて、今後も市営の駐車場として開設していくのが適当かどうかということに対しては、税金が投入されているので、非常に私としては、今後、元金償還額がどれだけふえていくか、この先もしっかり見据えながら検討する時期が来るのではないかなと思っております。これは、最後に見解も伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

委員の御指摘はしっかりと受けとめたいと考えておりますが、まず、来年度に向けましては、先ほど申し上げましたような対策に努めまして、推移を見守りたいと考えております。よろしく願いいたします。

○千葉委員

こちらでもよろしくお願いいたします。

◎後期高齢者医療歯科健康診査について

それでは、次に、後期高齢者の歯科健診について、何点か伺いたいと思います。

本市では、後期高齢者の歯科健康診査を今年度から開始しています。まず、この目的について、御説明をお願いしたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

後期高齢者医療歯科健康診査の目的でございますが、後期高齢者の口腔内の状態や口腔機能を定期的にチェックすることによりまして、口腔機能の低下の予防ですとか、誤嚥性肺炎等の疾病の予防につなげまして、後期高齢者の健康の保持・増進を図り、生活の質の向上と健康寿命の延伸に寄与することを目的としております。

○千葉委員

本市では、無料で行っているということなのですが、道内の自治体の実施状況は、どういうふうになっているのか、お聞かせ願いますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

道内市町村の状況でございますが、平成 29 年度の計画時点での数値となりますけれども、道内で合計 31 の市町村が歯科健診を実施しておりますが、そのうち無料で行っている市町村が 22 ございます。そのうち、人口 10 万人以上の都市で申しますと、本市のほか、北見市、苫小牧市、帯広市の 4 市で歯科健診を実施しておりまして、それらは自己負担については、いずれも無料としております

○千葉委員

これは、小樽市は 8 月からこの実施が実質的に始まったわけですが、受診の状況を把握されている範囲でお答え願えますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

11 月までの受診者数になりますけれども、11 月までで 841 人の方が受診しております。

○千葉委員

今、841 名ということで、ほかの自治体の状況がわかれば説明をお願いしたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

申しわけございませんが、今年度の他都市の状況というのは、現在把握しておりません。ただ、昨年他都市の状況で言いますと、昨年は 19 市町村で歯科健診を実施しておりまして、受診率は平均しますと 2.32%になっております。その中で、最も受診率の高かった市町村は苫小牧市でございまして、7.76%というのが最も高かった受診率となっております。

○千葉委員

この歯科健診について、いろいろ私も厚生労働省ですとか、各大学等の研究資料を学ばせていただいたのですが、効果について、所管としてはどのように捉えてらっしゃるのか、説明をお願いしたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

歯科健診の効果でございますが、長期的な効果といたしまして、すぐに効果が見えてくるものではないとは思いますが、高齢者の生活の質の向上でしたり、健康寿命の延伸という、そういう効果を期待して行っております。副産物的なというか、二次的な効果といたしまして、高齢者の医療費の削減ですとか、介護予防などにもつながることを期待しているものです。

そのほかに、短期的な効果といたしまして、これは今年度始めまして、現場の声ということでございますけれども、ふだん、歯科医院にかかっていない方が受診していただくことで、それが指導ですとか治療につながりました

ら、直接その方の口腔内の環境の改善につながるケースがございます。

それから、ふだんの治療とは違う観点で、歯科医師の方や歯科衛生士とお話いただけますので、そこで新たな気づきがあったり、口腔内環境を良好に保つことに対するモチベーションにつながることもあるということは、現場で感じているというふうに、歯科医師会からは伺っております。

○千葉委員

今、医療費の削減というお話もあったのですが、これ自体は、後期高齢者、高齢の方々に、肺炎で亡くなる方の 7 割が誤嚥性肺炎とも言われていまして、これは口腔内のケアをすることで、その嚥下作用が回復するということも言われているそうです。また、それも歯の数が多いほど認知症のリスクが低いですが、また、全身の健康に悪影響を及ぼす歯周病というのは、これは 40 代から非常にふえていくということなのですが、この定期的な健診で予防することが非常に大切だということが、厚生労働省の中でもいろいろな資料として提出されて、今後、ますます歯科医療というのは、病院との連携が必要ではないかと言われているので、私としては、非常にこの健診に関しては、受診率を上げる対策をとっていかなくてはならないと思っていますのですね。先ほど、まだ歯科医院に行ったことがない方ですとか、高齢になればなるほど、なかなか行かない方も多くなってくると思っていますけれども、この先ほど 11 月まで 841 名が受診されたということですが、この中で、今まで歯科医院に行ったことがない方、治療を受けてない方がどのぐらいいたかというのは、この人数からは把握できるのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

841 人のうち、ふだん歯科医院にかかってない方の人数ということですが、現在の方法ですと、それは把握できない状況になっております。

○千葉委員

では、結局、今治療を受けている方というのは、口腔ケア等は歩いていけるわけですから、そういう意味では介護の二次的な予防にもなりますし、口の中のケアも治療を受けながらできると。ただ、歯科医院には行っていない、まだ通っていない方をどうにかしてこの健診で足を向けていただくのか、また、どのぐらいの人数が実際に病院にかかっているのかということを、きっちり把握して、長期的に把握していかなければならないと思っていますので、健診票、歯科医院にあると言いましたが、その表示の仕方にもぜひ工夫していただきたいということが一つあります。その辺についてはいかがですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

歯科健診で実際に使っている記録票でございますけれども、先ほど申しましたように、現在はふだんかかっていない方の把握ですとか、この記録票ではできない状態になっておりますが、その中で記録票を見直すことで、これから歯科医師会とは御相談していきたいと考えております。私どもといたしましても、歯科健診、受診率の向上は図っていきたいと考えておりますので、限られた予算の中ではありますけれども、いろいろ検討してまいりたいとは考えております。

○千葉委員

何とか工夫をして、周知もしていただきたいですし、本当に歯科医院に行ったことのない方の通うきっかけになっていただきたいと思いますので、工夫もしていただきたいのと、今、限られた予算ということがありましたけれども、まずこれに関しては、無料でぜひ継続してやっていただきたいと思いますので、予算も確保をお願いしたいと思います。

○秋元委員

◎臨港地区における除雪について

先日来、自民党の横田委員が取り上げておりました、臨港地区における除雪に関して、私も議論を聞いていて全

く理解ができなかったので質問させていただきます。

私の率直な感想としては、またあの市長の後援会の話かという、こういう感じがしました。市長は、森井さんは、また議員が要らない問題を取り上げているのだらうと、多分そういう感想をお持ちかなと思いますけれども、少なくとも先月判決がありました市長の後援会幹事長の方のかかわる貸出ダンプ制度の問題につきましては、全く棄却ということで、議員の指摘が正しいものだったということが証明されましたし、高島漁港区の問題もコンプライアンス委員会から市長に報告があったように、通報対象事実あり、または通報対象事実の疑いありと、そういう判断がされて、市長もそれについて今回は減給条例も提出されているところですが、これもまさしく議員の指摘が正しかったと、こういう証明になるのだらうと、私はそういうふうに思っております。

森井さんが一番問題なのは、人の話を、人の指摘を真摯に受けとめられないということが、問題の一番大きな部分だと思いますので、その辺をまずはかみしめていただいて、議論を聞いていただきたいと思います。

そもそも、地域総合除雪業務の一部、砂まきを除いて、再委託を禁止した理由を改めて説明してください。

○（建設）雪対策第 1 課長

地域総合除雪業務、七つのステーション業務でございますけれども、これに関する地域総合除雪業務の仕様書でございますが、これにつきましては、これまで原則的に再委託、下請を禁止しておりました。ただその中で、業者から下請の選定の願いが出てきたときに承諾してきたということが事実でございます。

今年度におきましては、J V を組んで作業するわけですので、除排雪業務につきましては、J V の中の作業員で作業していただきたいという形で、本来の仕様書の趣旨に沿って、厳密化、厳格化していくということを業者に伝え、再委託を制限したものでございます。

その中で、なぜ砂まき業者だけ特例としたかということにつきましては、昨年度までの市のステーション業務ですが、七つあるステーション業務に対し、砂まきを行っている業者が 4 社で、砂まきを行っている機械の台数が 5 台という形で、七つ整うことが難しいということから、ここについては特例として、特殊な作業という形で認めることとしたものでございます。

○秋元委員

私の認識では、J V 構成員がほかのステーションの下請に入ることによって、作業のおくれが実際に発生したということがあったというのも理由の一つだと思いますが、この辺はいかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほど答弁させていただきましたことが、今年度の運用でございまして、昨年度におきましては、委員がおっしゃられましたとおり、地域総合除雪業務の J V の構成員が、他の J V の下請になっていたというのが、平成 27 年度で見受けられたことから、これにつきましても作業におくれ等がないように、自分の構成する J V の除排雪作業に集中してもらうために、J V 構成員が他の J V の下請作業をすることにつきましては制限したというところでございます。

○秋元委員

それで、今回、臨港地区の除雪にかかわっていました小樽運送事業協同組合、また、小樽トラック協同組合は、地域総合除雪の J V の構成員になっているのでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今、委員の質問にもありました二つの組合につきましては、組合として道路除雪等業務に登録されておられませんので、その結果として地域総合除雪に参加しているという事実はございません。

ただ、組合の中の構成している企業については、何社か地域総合除雪業務、道路除雪等業務の構成員に登録し、地域総合除雪業務に参加しているという事例はございます。

○秋元委員

それで、そもそもこれまで臨港地区の除雪に特に問題というのはありましたか。

○（産業港湾）事業課長

これまでの臨港除雪において何か大きな問題があったかということでございますけれども、これまでにおきましては、除雪作業においては大きな支障はないということは考えております。ただ、除雪の体制として、地域総合除雪の機械と重複している機械が一部登録してありますので、大雪が降った場合、どちらかの作業におくれが生じる可能性はあるということでは認識しております。

○秋元委員

可能性はあったけれども、今までに 1 度も問題はなかったということですね。

産業港湾部としては、今回、突然の要件変更をしたわけですね。これまで除雪業務を行っていた業者が入札に参加できなくなったことに対して、どういうふうに考えているのか伺えますか。

○（産業港湾）事業課長

今回の突然の制度、特記仕様書の変更ということで、これまで作業を行ってきました秋津道路株式会社も、こういった業者と下請に入っていた業者、この中でも、やはりことしもやりたいという業者がおりましたので、こういった突然の制度変更というのはどうしてなのだというような意見もいただきました。

もう少しこういった情報が早ければ、何らかの除雪登録なりしてというような対応もできたのではないかということでの話は伺っております。

○秋元委員

いやいや、それをどう思ったのかという話で。

○（産業港湾）事業課長

我々といましては、制度変更ということで、今回突然でありましたけれども、早期に情報を入れることができなかったことに対しては、非常に業者に対しては申しわけないということで考えております。

○秋元委員

それで、先日、横田委員が資料要求をしていた部分に基づいて質問させていただきますが、8 月 25 日、再委託の制限を検討中であると。9 月 19 日、再委託の制限方針を建設常任委員に個別に説明したと。この間、約 3 週間あったわけですが、いつ、どういう会議で、誰が出席して、この案で決定することになったのか。またその際、どんな議論があったのかお知らせください。

○（建設）雪対策第 1 課長

8 月 25 日の建設常任委員会で、今年度において再委託の制限について検討しているということを御報告しております。

その後、9 月 1 日に道路除雪等業務に登録している業者などに、この検討案という形で資料を送付しております。その後、9 月 12 日に、それらの業者を対象とした、検討中の事項でございますが説明を行っております。その中で出た意見等を確認した中で、9 月 19 日に建設常任委員に、検討していたとおり再委託を制限しますということを個別で報告したところでございますけれども、この決定事項につきましては、9 月 12 日の業者の説明会が終わった後、9 月 19 日に建設常任委員に個別で御説明する間に、建設部の中で建設部長以下、担当が話し合って決めたということでございます。ただ、日にち等については、記録等を残しておりませんので、お答えすることができません。

○秋元委員

そして、どういう議論があったかという話ですね。

○（建設）雪対策第 1 課長

議論といましては、9 月 12 日の業者への検討中の事項を説明した中で出た意見といましては、主な

ものといましては、砂まき作業だけが特殊な業務ではないのではないのか、砂まき作業が特殊というのは納得できないというような意見も出ましたので、それに関しましては業者数が少ない、機械が少ないという形で、これについては特例とすること。

また、このまま昨年度までと同じような方針ではいけないのかというような意見も出ましたが、それについては除排雪をするための J Vでございますので、その集まりの中で、構成員の中で特殊な砂まき作業以外はやっていただきたいという我々の意見を覆すような意見等も出ませんでしたので、このまま検討事項をそのまま実行に移すということは話し合われました。

○秋元委員

9 月 26 日に、平成 29 年度小樽市共同企業体除雪業務入札等の参加申請に関する説明会で、今回問題になっている臨港地区除雪業務に携わる業者も、結果的にはかかわっている問題だと、そういうふうに建設部は認識がありましたか。

○（建設）雪対策第 1 課長

9 月 26 日は、共同企業体除雪業務入札等の参加申請に関する説明会ということでございまして、これは七つの地域総合除雪業務、それに参加するための J Vを編成するための事項に関する説明会でございます。

その場で今年度の方針として再委託の制限ということを改めて業者には説明したところでございますけれども、これにつきまして我々は地域総合除雪業務に関した特記仕様書という形で、他部局がこの特記仕様書を使用して、他部局の業務に利用しているという認識はなかったものですから、他部局の発注する業務で影響が起きるという認識はございませんでした。

○秋元委員

そもそも、今まではどうやって行なってきたのですか。今までは、先ほど、質問取りのときにも話しましたがけれども、そもそもは仕様書を準用してやっていたという話でしたけれども、建設部はそういう認識はなかったと。でも今までは、そうやって担当者間でやってきたということなのですが、その辺は雪対策第 1 課長が知らなかっただけでほかの方は知っていたのですか。部長や次長、そういう方で知っている方はいなかったのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

部長、次長については調べておりませんが、私が雪対策課に配属される前にいた職員等に聞きましたけれども、他部局に仕様書をこちらから積極的に渡さなければいけないという認識はなかったということは確認しております。部長、次長に関しては、確認しておりません。

○秋元委員

委員長、部長とか次長に聞いてください。そういう認識がなかったのか。

○（建設）白畑次長

総合除雪、我々も説明会等を行ったのは、あくまで J Vの入札参加の業者を対象にしております。今、課長が申しましたように、他部局の全ての除雪業務が、この仕様書に縛られているというふうには、認識は持っておりませんでした。

（「部長にも聞いてください」と呼ぶ者あり）

○建設部長

私も今、白畑次長がおっしゃったとおりに、あくまでも今回、地域総合除雪の仕様の見直しということで認識しておりましたので、今、秋元委員から御質問がありました他部局のことにつきましては、私もこちらからそういった見直しの中で、あわせてそういった変更についての周知等をやるという部分については、認識はなかったところがあります。

○秋元委員

では、森井さんに聞きますけれども、これでいいのですか。どうですか、森井さん。

○市長

今の件について、いわゆる情報共有というか、部それぞれ縦割りの状況で、情報共有ができていないということに対しての御指摘かというふうに思いますけれども、やはりそれについてはよくないことであるというふうには思います。ですから、このような再委託の制限という形で地域総合除雪に伴う変更、過去にそのような特記仕様書の大きな変更が、以前、いつ行われたのかわかりませんが、その間、ずっとその変更がない中で、そういう情報の伝達とかやりとりというものが失われてきてしまったのではないかなというのを、今の答弁を聞いている中で感じたところでございます。

今後において、そのような情報共有を、特にこのような変更があった場合において、また、他部、他課に影響があるようなことにおいては、きちんと情報共有ができるように、私も含めてしっかり職員とともにその改善策について考えていかなければならないと思います。

○秋元委員

いや、それは当たり前の話ですけれども、では、出席されている説明員の方で、過去にこういう問題はあったのでしょうか。私は少なくとも聞いたこともないのですが、こういう仕様の変更なり規則や要件の変更で、こんな混乱や、もしくは後から質問しますが、入札に参加できないという、今まで業務をやっていた方々が、入札に参加できなくなる、突然。そんなことが過去にありましたか。もし、そういう件があったと御存じの方がいらっしゃいましたらお答えいただけますでしょうか。

○委員長

どなたか応対できますか。

(「総務部長、代表して答えてください」と呼ぶ者あり)

○総務部長

申しわけありません。私も今のお話のようなことは、私の経験の中では記憶がございません。

○秋元委員

だから、横田委員も先日から言っているとおり、私も全く理解できないし、納得もできないのです。それで事業活動に影響が出ている業者がいらっしゃるということで、森井さんもよくないことだと、それで済む話なのですか、どうですか。そんなことなのですか。地方自治体も公共工事の入札に関することですよ。こんな連携もされないで、要件、要項が勝手に変わってしまって、入札に入れません、どうするのですか、これ。もう事業が始まっていますけれども、どうするのですか、このまま行ってしまうのですか。何の検討も改善もされないで。どうですか。

○委員長

どなたか。建設部長は答えできませんか。

(「責任ある人答えてください」と呼ぶ者あり)

産業港湾部長はいかがですか。

○産業港湾部長

先日来、非常に業者の方には御迷惑をかけたということは承知しているところでございます。そして反省はしているところでございますけれども、今回につきましては、手続上はきちんとしたもので行ったということですので、ことしはこのままやっていきたいというふうに考えております。

(「それでいいのか」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

いや、それでは済まないのですよ。これを生活のなりわいに行っている方がいらっしゃるのです。失敗しました、

間違っていましたで済まないのですよ。そもそもこういう大事なことを、部をまたぐような制度の変更をするときに、なぜ関係する方々が連携して協議をしたりできないのですか。突然いろいろなことを協議し出して、今までいろいろなことがありました。何か降ってわいたようにいろいろなものが出てきますけれども、しっかり落ちついた議論をされてないからこういうことになるのではないですか。どうですか。

○市長

しっかり落ちついた議論をしていないのではないかという御指摘だったかと思いますが、再委託の制限のことにおきましては、先ほど秋元委員からも質問の中で、そのようにＪＶ間で１カ所ＪＶとして請け負っている中で、他のＪＶの下請を受けていて、そのおくれが生じかねないというそういう問題点があるということにおきましては、年度、日付までは覚えていませんが、かなり前から皆様自身も御承知のとおり、こちらからそういう問題点があるということはお話ししていたと思います。それに基づいて、その解消を図ろうと再委託の制限ということで、８月２５日に建設常任委員の方々に、その検討内容をこういうふうに検討していますということで報告をさせていただいているところでございます。

腰を落ちつけて行えていないのではないかという表現はありましたけれども、そのように委員の皆様にもこの状況、課題をお伝えし、その改善策としての提案、報告もさせていただいた中で進んできていることなので、その腰を据えていないというふうに私たちは思っておりません。しかしながら、きのう横田委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、最終的にそれに伴う動向が産業港湾部における臨港地区における除排雪に対しては、皆様がおっしゃるように唐突に感じるようなタイミングになってしまったというのは事実だというふうに思いますので、それについては改善をしっかり考えていかなければならない、このように考えているところでございます。

○秋元委員

いや、だからどうするのですかということなのです。それで、森井さんが市長になる前はこんなことがなかったのです。皆さんに聞いてもないのですから。なぜあなたになったらこういうことになるのですかということなのです。どう思いますか。全く不思議でなりませんよ。今までの私が知っている山田元市長、中松前市長時代には知りませんもの、そんなことないですもの。どう思いますか。あなたが市長というお役目についてから、こういう問題がどんどん起きてきているのですよ。それについて反省する点というのはないのですか。

○市長

反省する点におきましては、その伝達のおくれについてのお話はさせていただいたところでございます。

しかしながら、このような問題点を抱えているということは、私の就任前からあったことに対して気づかなかった部分ではなかったかと思います。ですから、それは除排雪を改善していくに当たって、そのような両ＪＶのところ、同じ業者の方々が行くことによって、その地域ごとにおける除排雪がおくれていたのではないかという懸念は、私が就任してから気づいた部分ですので、それに伴う改善策を行ってきているということですから、私がつく前においてはそういう話はなかったのではないかと思います。

○秋元委員

わけのわからない話をしていますけれども違いますよ。制度の変更にかかわって、大事なこういう議論をするときに、拙速に何でも進めるからこういうことになるのです。しっかり議論しないからこういうことになるのですよ。次に進めますが、やはり制度変更の過程で問題があったということですよ。市長は先ほど、連携できていないことはよくないと言っていたので。産業港湾部としては申しわけなかったと、事業者に対して。これ、制度変更の過程で問題があったのですよね。

○（建設）白畑次長

制度の変更自体につきましては、建設部といたしましては、あくまでもＪＶの除雪業務についての制度の変更を検討してきたわけでありまして、このことについて問題はなかったというふうに思っております。

○秋元委員

いやいや、建設部がかかわっていることは問題なかったとあなた方は思っているかもしれませんが、問題が他に波及しているのではないですか。これは問題のない制度と言えるのですか。問題がなかったら、制度の変更の過程にこんな問題は起きないのですよ。そうではないですか。

○（建設）白畑次長

先ほども申しましたように、こちらの制度の変更自体については、問題はないと思っていますけれども、ただ先ほどから出ております情報共有ということで、いろいろなので横の連携が悪かったということについては反省しております。

○秋元委員

それでは済まないのですよ、反省ではね。

次に進みますが、一番心配するのは、やはり高島漁港区のように議員からいろいろな指摘がされる、しかし皆さん方は、その指摘に対して間違っていないということを結局はずっと言い張るのですよ。それで最終的に大きな問題になるのですよ。だから私たちは心配して指摘をさせていただいているのですが、それでもやはり制度変更の過程で問題はなかったと。森井さんの意見を聞かせてくださいよ。過程で問題はなかったと思いますか。

○市長

このたび、再委託の制限以外においても、道路除雪登録における変更においても当初行っているところでございます。これにつきましても、議員の皆様にご覧いただきまして、道路除雪等業務の登録においてのいわゆる建設業以外においても参画いただけるような体制を整えたところでございます。

このたびの今、再委託されている方々におきましても、建設業ではなかったところでしょうから、もともと除排雪の登録をすることはできなかったというふうに思っているところでございます。しかしながら実態として、港湾というエリアの中ではありますけれども、道路除雪であったり、そのような業務を行っていた中で、私といたしましては、まずこの変更に基づいて、道路除雪等業務の登録をしていただきたかったという思いを持っていたところでございます。しかしながら、このたびの変更と、もともとの道路除雪等業務の登録、私は業者数をふやしたいというお話をしている、建設業以外の方々にも除排雪をされているところがあるのではないかというお話から、そのような提案や変更等を行わせていただいているところでございますけれども、今年度においてはこのような状況の変更に対して、皆様に対しての情報提供が、先ほど言ったようにおこなわれてきたのが反省すべき点だということでお話があり、私たちもそれを認めているところではございますが、今後においてそのような登録を行って、いわゆる登録に基づいて、その責任で果たしていただきたいというふうに思っておりますので、今年度においてはこのまま進めていくべきではないかと私自身は思っているところでございます。

○秋元委員

それでは、そもそも今回、この問題が起こった理由、それについて建設部、産業港湾部に伺いたいのですが、10月19日に初めて産業港湾部に、この再委託に係る情報が伝えられましたけれども、なぜこんなにおこなってしまったのか、まず産業港湾部と建設部の意見を伺いたいと思います。

○（建設）雪対策第1課長

10月19日に、この再委託のことを建設部から産業港湾部に伝えたということにつきましては、先ほどから答弁の繰り返しになりますけれども、我々として、地域総合除雪、七つのステーション業務の特記仕様書の変更の中の一つとして、再委託の制限ということを行ってきたという形で、他部局が我々のつくっている仕様書に基づいて発注業務を検討しているという認識がなかったものですから、ここまで他部局にお伝えするということにはなかったものでございます。10月19日ということではございますけれども、建設部で産業港湾部の管轄している臨港地区内の道路の一部を、建設部で依頼、業務において発注し、管理するということではございました。

で、その業務の発注方法等について、担当者レベルで話し合っている中で、この再委託について伝わったというところでございます。

○（産業港湾）事業課長

今回のこのような事態が発生したのは、いわゆる横の連携が悪かったということに尽きるのかなと思っております。我々としても、10 月 19 日に情報をいただいてから、それから混乱ができれば起きないようにということで、各業者にもいろいろ説明をしてきたところでございますけれども、先ほどの特記仕様書の話でいろいろ雪対策第 1 課長からお話があったと思いますが、この特記仕様書につきましては、担当者間レベルでもう既に 10 年以上前からやりとりをしておりますので、これは申しわけないですけれども産業港湾部の名誉にかかわる問題ですので、10 年前から特記仕様書をいただいていたということを申し添えておきたいと思っております。

○秋元委員

そもそも建設部と産業港湾部の言っていることがもうかみ合っていないのですよ。こんな中で制度変更をされたのですよ。全く意思統一されていないではないですか。疎通されていないのですよ。どういうことなのか、きちんとまとめて、どういう経緯だったのか、経過だったのか、お互い違うことを言っていないで、しっかりまとめて話をしてくださいよ。部長でもいいです。

○（産業港湾）事業課長

これにつきましては、今、いろいろ特記仕様書の件で申し上げましたが、やはり情報の共有がされていなかったということは一番の原因であるということで認識してございます。

○秋元委員

いや、それはわかったのですけれども、今までは、10 年前からしっかりと担当者レベルで共有されていた情報だということではないですか。でも、建設部はそれを知らないと言うのですよ。おかしいのではないですか。どうなのですか。

○（建設）白畑次長

情報共有ですけれども、過去からそういう経過があったようですが、私の今年度での作業を進めるに当たっては、私のほうが、認識がなかったということでございます。

（「港湾にいたしょ」と呼ぶ者あり）

（「部長も次長も港湾にいたじゃない」と呼ぶ者あり）

（「いたよ」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

それでは担当者の方は知っていたのですね。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどからの答弁で申しわけございませんが、我々といたしましては、我々の特記仕様書が他部局で使われているというような認識がございませんでした。

（「本当ですか」と呼ぶ者あり）

今年度におきまして、10 月 23 日に全部の特記仕様書のうちの一部を港湾室に送付したのみでありまして、ほかのページについてはお渡ししているという事実はございません。

（「だめだよ、委員長、そんなだめだよ。全然違うふうに言っているんですよ」と呼ぶ者あり）

（「分け方も知らないだけではないの」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「統一させてくださいよ、全然おかしいですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

ただいま産業港湾部と建設部にそれぞれ責任者として答弁していただいたのですが、中身が食い違っているように、みんな感じていると思いますけれども、意思統一していただけませんかね。それで責任者として答えていただきたいと思いますが。

産業港湾部と建設部の誰と誰が話をして、どういう結論になったかということわかりますよね。

○総務部長

申しわけございません。このままだと先に進みませんので、整理のお時間をいただいて、答弁調整をさせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長

それでは、若干休憩いたします。

休憩 午後 1 時 53 分

再開 午後 2 時 54 分

○委員長

再開に先立ちまして、私から、先ほど来、傍聴者からいろいろやじらしきものが飛んでおりますので、私としては、これ以上続きますと、非常に不本意ながら退席を願わなければならないということなので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明員からの申し出によって、中断しておりましたが、答弁を求めます。

○（建設）白畑次長

休憩前の答弁で、特記仕様書を建設部から産業港湾部へ渡しているかいなかで、建設部と産業港湾部で答弁が食い違っておりまして。担当者に確認したところ、例年、産業港湾部は除雪業務の設計を行う時期に、担当者間で仕様書を渡していることを確認いたしました。従いまして、建設部から仕様書は渡していないではなく、例年、建設部から仕様書は渡していると訂正をお願いいたします。

この間、お時間を取らせ、まことに申しわけございません。

○秋元委員

私、質問取りのときに、雪対策第 1 課長にこれを確認するように伝えたのですよね。それで先ほどの答弁だったのですが、何か間違った答弁をしなければならないような理由は何かあるのですか。私はしっかり質問事項を伝えて、確認するように伝えたのですよ、この点を。ところが、先ほどの答弁でしたよ。それが今、やはりこれまでは仕様書も担当者レベルで共有はあったということですよ。こんなことは簡単に確認できることではないですか。何か違うことを答えなければならないような理由というのはあるのですか、雪対策第 1 課長。

○（建設）雪対策第 1 課長

雪対策課の中で私の確認の仕方が悪かったために、このような事態を招きまして、大変申しわけなく思っております。確認におきましては、私の確認の仕方が悪かったということでございます。

○秋元委員

雪対策第 1 課長に伺いますけれども、では早くその仕様書が産業港湾部に渡っていたら、小樽運送事業協同組合、小樽トラック共同組合は、入札に参加できた可能性はあるのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

早くにこの仕様書の変更が産業港湾部に送付されていたら入札に参加できたかどうかということでございます

けれども、そのことをもって、道路除雪等業務に登録をしている業者であればまた別ですが、していない業者におきましては、道路除雪等業務に登録しなければならないということもございまして、あとスケジュール的なもの、入札をお知らせしたときから入札するまでのスケジュール的なことにつきましては、残念ながら建設部ではわからないので、可能性はあったとは思いますが、どうだったかということは建設部からはお答えすることはできません。

○秋元委員

いやいや、スケジュール的に間に合ったのかどうかという話ですよ。早く渡していれば入札に参加できたのか、できなかったのか、簡単な話です。入札に参加する意思があったのですから。どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

入札のスケジュール等につきましては、建設部で決めるものではございませんので、それは 4 月とかにお渡しするようなことができれば、恐らく 11 月の発注ですので間に合ったとは思いますが、その具体的な期間等については、建設部ではお答えできません。

（「最後聞こえない」と呼ぶ者あり）

仮に、早く、年度初めの 4 月等にそのような事実をお伝えすることができれば、恐らく入札には間に合ったのではないかというふうには考えられますけれども、いつまでにお知らせしなければ間に合ったか、間に合わなかったかということにつきましては、入札のスケジュール等もございまして、それにつきましては原部でない建設部ではお答えすることができません。

○秋元委員

では、産業港湾部はどうですか。早くにこの条件、仕様書がわかっていたら、可能性はあったと思いますか。

○（産業港湾）事業課長

道路除雪等業務の登録に関しましては、一定の要件を満たした、例えば技術者がいることですか、そのほかにも業務計画書ですか、こういった資料作成できることとか、そういった要件があると思いますので、そういった要件を満たせば登録できる可能性は十分にあったと思います。

○秋元委員

やはり排除されたのですよ。それで、道路除雪等業務の登録にかかわって、今回、この二つの組合がありますよね、このどちらかでもいいのですけれども、道路除雪等業務の登録の申請なり相談なりというのはされていますか。

○（財政）契約管財課長

登録に関しまして、10 月末に運送会社の方 1 社が窓口に来られて申請しようとしたというのがあります。あと、電話で、どちらかの組合なのですけれども、そういう問い合わせが 10 月末ぐらいにあったということは担当者から聞いております。

○秋元委員

それで、どういう対応をしたのですか。

○（財政）契約管財課長

担当者に確認したところ、10 月 26 日木曜日に、その業者が契約管財課の窓口に来庁いたしまして、10 月中に申請したいと。10 月中に申請すれば、審査期間を経て、12 月 1 日で登録できるということになります。10 月中に何とか登録したいという申し出があり、ただ登録要件の中で、例えば土木施工管理技士だとかそういう資格を持っている者が 1 名以上いるというような要件があるのですけれども、そういう者は雇用していないと。なので、それにかわるものとして、要件として、業務計画書、写真帳、業務日報及び執行管理簿、これらを作成する能力がある者がいれば、登録できるということになっているのですが、その業者がそのうちの二つ、業務計画書と執行管理簿がないというような申し出があったので、それは受け付けできないと思ったのですけれども、何とか 10 月中に登録し

たいという、そんなような思いが業者にあったみたいなので、一旦お引き取り願って、基本的には財政部契約管財課で申請を受け付けする、しないは判断するのですが、一応、念のために建設部に四つの書類がないのだけれどもどうだろうかという、確認はしましたが、やはり四つないと建設部でその能力があるかどうかという判断ができなということなので、結局、翌日電話をもって登録はやはりできませんと伝えました。伝えたのですが、その業者がやはり登録したいという思いがあったのか、翌週の 10 月 30 日か 31 日なのですが、改めて、来庁したのですが、やはり書類、これだったら本当にだめだろうかということでは申しやいましたが、やはりだめだと、書類不備だということ受付けをいたしませんでした。その 1 社だけということ。

○秋元委員

これは、今言っていた二つの組合のどちらかなのですよね。

○（財政）契約管財課長

運送会社なのですが、その組合に属しているかどうかというのは、申しわけないですけどもわかりません。

○秋元委員

いや、全く、要するに市の不手際で、突然要件が変更されて、それを今まで携わっていた方々が参加したいと、入札に。それも確かに規則なり決まりはありますよ。でも、それをやはり結果的に排除しているのです。入札に参加できないようにしてしまっているのですよ。市長、きのうの横田委員の質問に対して、きょうの報道ですけども、進め方は何ら問題ないと述べた。きょうの報道に書いていましたが、本当に問題ないと今でも思いますか。どうですか。

○市長

昨日の横田委員の御質問の中でも、ぎりぎりという表現をきのう私はしたかと思うのですが、そういう時間的にタイトな部分があったことにおいては、伝達するタイミングも含めて反省しなければならないということでお話をしたかというふうに思っております。御存じのように、港湾の中における除雪におきましても、当然にエプロン等もありますが、かなり道路の除雪というものがございます。ですから、その港湾における道路除雪ということで、今までも秋津道路が道路除雪等業務の登録をしている中で、それを担当されていたところでございます。その下請として、おっしゃっている企業の方々が参画されていたかとは思いますが、当然、その道路除雪を今までも港湾の中で担われてきたというふうに私は今までの議論等、また今までの経緯等を確認する中で、認識しているところでございます。ですから、この道路除雪等業務の登録における情報提供は、このたび春に決まった中で、当該企業も含めてお伝えさせていただいているというふうに思っております。港湾の中においても、やはり道路除雪でございますので、その登録を促すということにおきましては、できるだけ早い段階にお伝えをさせていただいた中で、過去の要件のままでいきますと、そのままだも参加できたという企業の意思があったのかもしれませんが、このたびはそういう意味では、その企業にそういう認識も含めて、うまく市でもお伝えできなかったのかなというふうに思っております。

しかしながら今後においては、ぜひ登録をしていただいて、道路の除雪でございますので、当該企業として登録に基づいて入札に参加いただきたいというふうに思っておりますので、このたびは横田委員の質問で答えたように、そのような反省点はありますけれども、これに基づく取り組みにおいては、先ほど建設部からも地域総合除雪においても問題ないというお話も答弁をさせていただきましたし、あと、港湾室では、その時間的なことについては、反省はありますけれども、進めてきた内容については、私自身も問題ないというふうに感じているところでございます。

○秋元委員

いやいや、今までの議論、何を聞いていたのですか。結局、産業港湾部と建設部の担当者間で、今までは仕様書のやりとりがあったのですよ。確認をされていたのです。それで、今、産業港湾部に聞いたら、もしその仕様書

が早い段階で情報があつたら、今回、二つの組合が入札に参加できませんでしたが、意思があれば参加できる可能性はあつたと言っているのですよ。問題あるのではないですか。結局、その仕様書が産業港湾部に渡るのがおくれたから、こういうことになったのです。そういうことになりましたよね、結論として。何がこれ、進め方に問題ないのですか。問題だらけなのですよ。それで、いまだに問題ないなんて、そんなばかな話がありますか。問題あるでしょう。市の対応ミスがこういう問題を引き起こしたのですよ。もう一回答えてください。

○市長

今までも契約管財課からも答弁がありましたけれども、その当該事業者の方が、それに伴って登録したいということで、打診もあって、その内容について確認をしながら、それについて進められたというふうに思っているところでございます。

しかしながら、道路除雪等業務の登録における基準があつて、それを残念ながら満たさなかったということだというふうに思っておりますので、それはその日までに入られれば、今回の入札に間に合ったかどうかというのは、私、今この場では明言できませんけれども、それがもともと港湾の中で道路除雪されていた企業ですから、その基準を満たしていたら、もしかしたら入札に参加できたのかもしれない。

しかし、このたびの道路除雪等業務の登録に基づく基準において、その当該企業は残念ながら、基準を満たしていなかったということでございますので、ですから今回の入札に参加できなかったと認識しております。

今後におきましては、その企業の中で、その基準に満たすような人員配置であったり、または資格を取得するなり、さまざまなことがあるかとは思いますが、それに基づき登録をいただいて、来年度に入札参加いただくという流れができるのであれば、私は決して今回の案件において問題があつたというふうには認識は持っていないところでございます。

(「来年にしてあげればよかったんでしょう。そしたら資格も取れるんだもん」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

今の話、何を聞いていたのですか。原部、原課は非を認めているわけですよ。森井さんだけが認めないのですよ。進め方に問題はなかったと言っていますけれども、入札に参加できない原因をつくつたのは市なのですよ。それをわかっていますか。認識していますか。10 日前にあなたたちは参加できませんよと言っているのですよ。そんな 10 日でどれだけ膨大な資料か知りませんが、それをそろえられますか。もう少し時間があれば、そろえられたかもしれないではないですか。だから入札に参加できる可能性はあつたと、原課が言っているのですよ。それを何でもそんな答弁になるのですか。市が入札に参加できない原因をつくっているのですよ。つくってしまったのです。それでも進め方に問題がないと言うのですね。もう一回答えてください。

○市長

先ほど来から秋元委員は、排除というような表現をされていますけれども、私たちは逆で、そういう方々にも道路除雪等業務の登録をしていただき、参画いただきたいと思っておりますので、そういう排除という考え方はありません。

逆に、建設の枠組みに制限されていた今までの仕組みのほうが、その方々は道路除雪等業務の登録として、参画できませんから、ですから、過去のほうがそういう意味では入れない状態であつたというふうに思っております。つまり、その方々が、しっかり道路除雪をいわゆる下請の中でなされていたわけですから、それに対して御参画をいただきたいということで、先ほど来からお話ししているように、春に制度ができたときから情報提供はさせていただいているところでございます。

先ほど来からお話ししているように、きのうの横田委員の御質問でもお話ししましたがけれども、いわゆるこちらの港湾における制度設計についての情報提供については、答弁の中でやはりぎりぎりになってしまったので、その点については反省すべき点はあるというふうには思っておりますが、しかしながらこの制度の仕組みそのもの、

その内容において、問題は、私自身はないというふうに思っておりますし、各担当からも問題なかったということで答弁をしていたかと思います。

(「進め方の話をしているんですよ。制度の話ではないんですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、よろしいですね。

(「いえ、制度の話ではないんですよ、聞いてるのは」と呼ぶ者あり)

(「拙速過ぎる。だから来年からすればよかったんですよ、余裕をもって」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

最後に一言だけ。結局、森井さん、無理やりいろいろなことを進め過ぎて、問題が起きているのですよ。よく理解できないかもしれませんが、そういうことをやった結果、随意契約したのはどこですか。あなたの後援会の関係者の方ではないですか。だからおかしいと言われるのですよ。普通に進めていけば、何の問題もないことですよ。来年やって、その方が入札しているのだったら、私は何も言いませんよ。ところがいきなり今まで携わっていた方が入札にも参加できないような条件をつくって、入札が不調になって、結局、後援会の方が随意契約で取っているのですよね。問題あるではないですか。何でそれを問題ないと考えられるのですか。不思議でならないのですよ、あなたのその考え方が、市政運営の仕方が。市政運営の能力も資格もないのでしょうかけれども、本当にただ混乱を生んで、業者の方々の本当に生活にかかわるような大変な問題も、簡単に自分の後援会のためにやってしまうと。本当、あきれてものが言えません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎周産期医療について

私からは、まず周産期医療についてお伺いしたいと思います。

今回、小樽協会病院が、来年 4 月以降には分娩再開見通しとなり、やはり再開を願っていた住民からは本当によかったと喜びの声が上がっております。本当に御尽力いただいた関係者の皆様には感謝申し上げたいと思います。

今後、再開に向けて、具体的な話はこれからになると思うのですが、また中村岩雄議員の質問にも重複する部分もあるかもしれませんが、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、再開となった経過をお知らせください。

○（福祉）子育て支援室主幹

再開に向けての経過について、御説明いたします。

平成 27 年 7 月から、小樽協会病院での分娩の取り扱いが休止しておりまして、翌年 27 年 8 月に、小樽市の病院局長を会長といたしました医療関係者を中心とした、小樽市周産期懇談会を設置しております。その中で、小樽協会病院が、今後、分娩再開に向けて取り組んでいくこと、また、それに対して支援策について協議会を設置して検討していくということを確認して、閉会しております。

その後、28 年 5 月に北後志の 6 市町村、医師会、北海道社会事業協会、北海道で構成します北後志周産期医療協議会を設置し、医師確保、施設改修、財政支援にかかわるさまざまな支援策について、検討を進めてまいりました。

今月の 4 日に、小樽市長、小樽市議会議長、小樽協会病院の病院長により、医育大学に来年度の医師の派遣についてお願いに伺ったところ、来年 4 月から 2 名から 3 名の医師の派遣が可能であるとお話を伺いまして、このたび分娩再開のめどが立ったものでございます。

○高野委員

今回の分娩再開は、リスクも高い出産も取り扱える、以前と同じ周産期医療としての再開なのでしょうか。

○（福祉）子育て支援室主幹

はい。派遣予定の医師は、常勤医師として 2 名から 3 名、また現在、小樽協会病院には 1 名の非常勤医師がおりますので、計 3 名から 4 名体制で分娩、診療に当たるといことになりますので、一定程度リスクの高い妊婦の対応が可能であると考えております。

詳細については、現在、小樽協会病院で調整中であると伺っております。

○高野委員

今、一定程度ということだったのですけれども、その一定程度というのは、具体的にどういう妊婦が診られるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援室主幹

実際、2 名から 3 名ということで、2 名と 3 名では当然、その診療体制も変わりますし、それぞれ産婦人科医にしても専門の分野がございますので、その辺、どのような医師が来るかという部分も含めまして、小樽協会病院で検討中ということでございますので、現在、詳細についてはわからないところでございます。

○高野委員

それでは、具体的にいつぐらいにわかるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援室主幹

来年 4 月に医師の派遣、正式に医師が着任してから、その辺具体的なものが見えてくと思います。

○高野委員

では、来年の 4 月ぐらいになってきたら、具体的には周産期医療としてきちんと医療ができる、もしくは例えば妊婦であれば、多胎妊娠の方が診られるとか、そういうことが決まってくるということでしょうか。

○（福祉）子育て支援室主幹

その辺も小樽協会病院で、今後、詳細を詰めていくというふうに伺っております。

○高野委員

それでは、再開するに当たり、かかる費用は概算でどれぐらいになるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援室主幹

施設改修について、施設改修費用と、あと医療機器の整備にかかわる費用がかかるということなのですが、現在金額も含めて検討中でございます。明日 16 日に、北後志周産期医療協議会を開催いたしますので、そのときに具体的な改修費用、また、北後志の 6 市町村で、どこまで財政支援の対象とするのか、また、小樽協会病院も含めた負担割合をどのようにするのかというのを検討する予定でございます。

検討結果については、早々に御説明に上がりたいと思っております。

○高野委員

これから話すというお話だったのですけれども、以前は、6 市町村で出生数に応じての財政支援も分娩が休止になる前はしていたと思うのですが、今後も出生数に応じて、またそういう財政支援を各市町村でするのか、それとも本当に全く新しく、今後再開するに当たっては、財政支援はどうするかということも、今後、1 から考えるということでしょうか。

○（福祉）子育て支援室主幹

財政支援の考え方ですが、今回の協議会で検討する部分では、施設改修費用ということです。今後の運営費の部分、以前やっておりました出生数にかかわる部分などで補助を出していた部分の考え方については、分娩を再開してから、また新年度どのような枠組みで財政支援をしていくかというのは、また協議会で検討していくことになると思います。

○高野委員

では、医師などの人件費はどのように考えているのでしょうか。これも 6 市町村での負担となるのですか。

○（福祉）子育て支援室主幹

人件費を含めて、どのような枠組みで財政支援を考えていくのかというのは、まだ検討もしておりませんので、今後、協議会でその辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

○高野委員

それでは、今後の取り組みですけれども、財政支援以外に何か考えていることはあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援室主幹

新たな取り組みということですが、4 月、医師の着任後、なるべく早い段階で分娩の再開をするというのがまず最優先事項だと考えております。再開するときには、既に施設改修も終わっていると思いますので、妊婦の皆様がより安全・安心に出産いただけるものと考えております。

○高野委員

それでは、小樽協会病院で分娩再開前は、助産師外来などもしていたと思うのですけれども、それは、再開後はどうなるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援室主幹

助産師外来、妊婦の御負担を少しでも和らげるということを目的としまして、手稲溪仁会病院の御協力で開設していたのですけれども、当然、今、助産師外来に通っている妊婦の方々もいますので、その方のお話も伺って、今後、小樽協会病院自前で妊婦健診をやっていくことが可能になりますので、引き継ぎ等を考えながら助産師外来の終了については考えていきたいというふうに考えております。

○高野委員

いろいろまだ決まっていないということなので、今後また質問したいと思います。

○新谷委員

◎中期財政収支見通しについて

それでは、初めに中期財政収支見通しについて、伺います。

会派説明では、毎年 20 億円の財源不足が出るという説明でした。しかし、代表質問でも言いましたけれども、その辺も毎年 20 億円を超える不用額は生まれております。その不用額のこの 10 年間の数字と予算額に占める割合を示してください。

○（財政）財政課長

不用額の 10 年間の額と予算に占める割合につきましては、平成 19 年度が 15 億 6,000 万円、予算に占める割合は 2.7%となっております。続きまして、20 年度、15 億 6,300 万円で 2.6%、21 年度、21 億 9,200 万円で 3.6%、22 年度、19 億 3,800 万円で 3.3%、23 年度、21 億 4,100 万円で 3.5%、24 年度、21 億 8,100 万円で 3.5%、25 年度、18 億 4,800 万円で 3.0%、26 年度、22 億 7,800 万円で 3.9%、27 年度、21 億 5,000 万円で 3.6%、28 年度、22 億円で、3.6%となっております。

○新谷委員

2009 年度からは毎年 20 億円近く、またはそれ以上残しているわけですね。

私たち日本共産党が、毎年 3 %程度になるように予算を組んでいるのではないかとということを指摘したとおりだと思うのですが、2020 年、財政調整基金が枯渇するとしておりますが、これで財政健全化団体になるということはあるのでしょうか。

○（財政）菊池主幹

財政調整基金が枯渇してしまった場合、これをもって財政健全化団体になるのかという質問でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律には健全化の判断比率が示されております。いわゆる 4 指標と言われておりますけれども、この 4 指標のいずれか一つが基準に達している場合、財政健全化団体になるということになっております。

従いまして、財政調整基金が枯渇した、これをもってすぐに財政健全化団体になるということではございません。

○新谷委員

その心配はないということです。市民がこの毎年 20 億円も足りないのだという話を聞いて、いや、これはもう大変だ、大変だと、小樽市に住んでいられなくなるのではないかとということも言う人もいるくらいに心配しているわけですが、実際はこの中期財政収支見通しというのが、毎年変わるもので、今回の見通しが 2022 年度まで続くということではないですよ。それを確認します。

○（財政）菊池主幹

中期財政収支見通しがそのまま続くものではないですねということの御質問でございますけれども、この中期財政収支見通しは、現在見込まれる一定の条件の下で、今後の財政運営を検討するための手がかりとして策定しております。策定に当たっては、地方財政環境の変化のそういったものを捉えて、制度のある試算が可能な期間として、5 年間の推計を行うものとしております。

公表の時期に関しましては、新年度予算編成の指標の意味合いもあることから、ここ数年は新年度予算編成時に公表し、毎年度見直しを行うと、そういうことになっております。

○新谷委員

毎年度見直しを行うということですから、状況によってはこの財政状況も変わるということですよ。ですから、この財政調整基金が毎年 20 億円も足りなくなるというのは、今の見通しであって、これも変わり得ることもあり得るということですよ。

○（財政）菊池主幹

そういう意味においては、今年度、先日、中期財政収支見通しを公表いたしました。毎年度見直しをする上において、変化していくと考えております。

○新谷委員

それで、先ほど市民の方の声を紹介しましたが、今回の中期財政収支見通しをもって、市民のための施策は何も言ったら語弊がありますが、できないのだということではありませんね。

○（財政）菊池主幹

委員がおっしゃるとおり、中期財政収支見通し、これは現在見込まれる一定条件の下で、予算ベースで比較しております。その中において、財源対策等も記載しておりますけれども、まずは日常業務における徹底的な見直しをすることにより、財源を生み出していきたいというふうに考えております。

従いまして、この中期財政収支見通しをもって、市民のための施策は何もできないと、そういうことではないと認識しております。

○新谷委員

それを聞いて安心しましたが、それにしてもこの中期財政収支見通しの中で心配なことは、歳入で一番減るのが地方交付税ですね。この資料の中で 2020 年、2019 年度と比べて、13 億 6,300 万円減る見通しになっております。なぜこんなに減ると見ているのでしょうか。

○（財政）菊池主幹

ただいま平成 32 年度に、地方交付税が 13 億 6,000 万ほど減ってしまうという御質問でございますけれども、北海道電力の LNG、この 1 号機が、31 年 10 月に稼働する予定になっております。その中で、32 年度からの固定資産税、それから都市計画税、こういった税収の伸びを見込んでおり、その税収の伸び分が地方交付税における基準財政収入額へ算入されてしまうという見込みである、これがまず 1 点でございます。

それから、2 点目といたしまして、31 年 10 月から消費税率の引き上げ、こういったことが予定されております。32 年度からのそれに呼応する部分で、地方消費税交付金の増額分が見込まれております。この地方消費税の増額分があった場合、地方交付税からの減額という形になるものですから、32 年度において、地方交付税が減額という見込みを立てております。

○新谷委員

そうはおっしゃいますが、この表では譲与税・交付金、この中で地方消費税交付金がどれぐらいあるのかわかりませんけれども、減額になっています。譲与税・交付金、昨年度の中期財政収支見通しと比べて、1 億 7,000 万円も減額しているのはどういうわけでしょうか。

○（財政）菊池主幹

譲与税・交付金が、昨年公表した中期財政収支見通しよりも減額という形になっている理由でございますけれども、収支見込みを算出することにおいて、考え方自体の変更はありません。その中で、平成 28 年度の地方消費税交付金の決算、これが、昨年 28 年度の中期財政収支見通しよりも減額となったということを受けまして、その影響で減額という形になっております。

なお、31 年 10 月からの消費税率の引き上げ、これによります地方消費税の交付金の影響額、これに関しては、タイムラグが生じてしまうため、32 年度に平準化され、増額交付という形で見込んでおります。

○新谷委員

決算では、確かに地方消費税の交付金が前年度の平成 27 年度と比べまして、すごく落ちておりました。なお、これは消費がずっと落ち込んでいる中で、消費税、これのものがなかったのではないかなと私は個人的に思うのですが、税率を 10%に上げると、ますますその消費が落ち込むということは考えられまして、それによって、地方消費税の交付金が増額と見ていいのかなと思うところもあるのですが、それはまだわからないところではありますので、今、議論できないと思いますけれども、やはり一番心配なのは地方交付税ですよ。これは、算定方法がこうだからというような説明がありましたが、でも地方にとっては、この地方交付税、絶対に頼りになるわけですよ。ですから、これは 14 億円近く減らされたら本当に市の運営にとってはたまらないわけです。ですから、この算定の方法をかねてから言っておりますけれども、見直すとともに、地方交付税の増額を国にやはり強く求めていくべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○（財政）財政課長

確かに委員がおっしゃるとおり、本市の歳入の部分におきまして、地方交付税の占める割合というのは、非常に高い割合がございます。そのようなこともございまして、地方交付税の算定に当たっては、国としても、地方の実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないように、必要な地方交付税の総額の確保につきましては、今後とも全道市長会などを通じて要望していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

それから、この中期財政収支見通しの中に、今後の財政健全化に向けた取り組みが載せられていまして、国・道補助事業における本市上乗せ分の削減を検討としております。

代表質問で川畑議員が、福祉医療でこども医療費助成、それからひとり親家庭等医療費助成が、道の制度などで包含されたら、その分、市の事業に上乗せ拡大をしていくべきだという質問に対して、市長は同じ考えだというふうに答弁されておりました。2020 年までにこの制度が、まだ見通しはないと思いますけれども、拡大されて、全道同じになったら、小樽市の独自施策というのがなくなって、別にこの小樽市に住まなくてもいいでしょうとなってくるわけですね。公明党の代表質問にもありました、人口がふえている京田辺市、箕面市、厚生常任委員会で視察に行きまして、私もパンフレットをいただきましたけれども、子供の医療費は、京田辺市は中学生まで、それから箕面市は高校生まで拡大になっております。最もその人口増対策は、こればかりではありませんが、やはりこうした包含された場合、このことで財源が浮くわけですから、やはり子育て支援、これからこども未来部なんかもつくるわけですから、こういうふうに充てていくべきだと思います。市長はそのとおりだと言ったのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）菊池主幹

今後に向けた取り組みということの御質問でございますけれども、中期財政収支見通しにおける今後の財政健全化に向けた取り組みの中で、当然、自主財源の確保、それから歳出の削減、こういった財源の削減策、これを何点か挙げております。歳出の削減の一つの取り組みとして、先ほど委員もおっしゃられました国、道補助金における本市上乗せ分の削減の検討という形でも記載をしております。

その意図といたしましては、国や道の動きを注視しながら、その事業の一つ一つを検討していきたいと、そういう意図であります。当然、その中には、政策的な判断も必要となってくるものもあります。そういった中で、優先度合いを見ながら、一つ一つの事業について判断していくことになるかと、そういうふうに認識しております。

○新谷委員

この今回出された中期財政収支見通しをもって、本当に厳しいことは厳しいと思うのですが、これで絶対もうだめなのだということではないということを確認して終わります。

◎障害者自立支援給付支払等システム改修事業費について

次に、今回、補正予算に出ております障害者自立支援給付支払等システム改修事業費について伺います。

2018 年 4 月施行の制度改正及び報酬改定に伴うシステム改修といいますけれども、厚生労働省はどのようなことを検討しているのでしょうか。わかりましたらお示ください。

○（福祉）障害福祉課長

現在、厚生労働省で検討している内容といたしまして、まず制度改正といたしましては、障害のある方の重度化や高齢化に伴うニーズが非常に多様化しているということもありますので、地域生活を末永く持続していくための在宅生活や就労支援のサービス、新たなサービスを創設するという方向で検討しているものでございます。また、65 歳を超えて介護保険に移行する高齢障害者の方々の介護保険利用者負担を軽減する措置なども予定しているところでございます。

また、報酬改定としては、3 年ごとに見直すものでございますけれども、障害福祉サービスの報酬や各種加算についても見直しを検討して、来年度に向けて全体としては若干の引き上げになるのではという厚生労働省からの情報も得ているところではございます。

○新谷委員

低所得者の食事提供体制加算ですが、これは 1 日 300 円の加算の廃止という方向が示されていて、反対意見も多かったのが、これが変わるようなことも聞いておりますが、どのような方向で示されているのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

食事提供体制加算とは、障害のある方が日中、事業所へ通所するときの食事、昼食などを提供する際の人件費として報酬に加算されるもので、1 日 300 円となっております。所得の少ない利用者の方で、そういう食費ということで大変助かっている制度でございます。厚生労働省では廃止の方向で検討しているところでございますが、やはり障害者団体からの強い要望がございまして、今、その制度の継続という方向で、廃止から持続という方向で検討しているという情報もございますので、我々としてもその動向をまだ注視しているというような状況でございます。

○新谷委員

それで、これは非常に切実な問題として廃止されたら困るのだという声も新聞に載っていましたが、小樽市での現制度でこの適用になっている方はどのぐらいいらっしゃるのですか。

○（福祉）障害福祉課長

18 歳以上の障害のある方というのは、ほとんど皆さん障害年金のみの収入で、非課税の方ですので、通所サービスを利用している方のほとんどは、この食事提供体制加算の対象となっているものでございます。人数としては、いろいろな通所のサービスがございしますが、900 名を超える方々がこの制度の適用になっていると捉えているものでございます。

○新谷委員

今、障害者団体の方々からも反対意見が出て、持続する方向のようにも伺いましたが、小樽市ではほとんどが該当しているということで、これが外されると本当に大きな負担になってしまうわけです。事業者の声は聞いておりますか。

○（福祉）障害福祉課長

事業者の方々も、現在、まだ厚生労働省の動向を注視しているところだと思いますが、来週、障害福祉課で持っている協議会で、市の事業所の方や医療関係者の方を集めて、勉強会なども開催することで今予定しておりますので、その中でいろいろな情報提供をして、またそういう事業者との意見交換などをしながら、来年度の制度改正に向けて、今、取り組んでいるところではございます。

○新谷委員

これが本当に廃止されると、事業所にとっても大変な減収になっていくわけです。介護保険の事業のように報酬が減らされて廃止するということも出てくる可能性もあるわけですから、今、情報収集をしていきたいというようなお話でしたが、市としてもこの食事提供体制加算を継続するように、ぜひ意見は持っていつていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

国の制度として、小樽市も独自でできるという部分では難しいものがございまして、国の制度の廃止から、今継続に向けて検討しているというところですので、そういうものも注視しながら、制度改正に向けて混乱のないように情報提供をして、また食事提供体制加算の継続がどうなるかということも厚生労働省の情報を収集して、混乱のないように努めていきたいというふうには考えております。

○新谷委員

よろしくお願いいたします。

◎除排雪について

それでは次に、除排雪について伺います。

一般質問でも質問しましたが、雪堆積場というのですかね、これが除雪の対象、道路から離れていればだめだと。それで、道路にくっついた転回場があればいいということですね。離れたところは、道路の雪なのか判断できない人には難しいという旨の答弁でした。そういうことを言えば、転回場があるところでも、除雪路線にあ

る家の雪を出さないという、そういう確証はあるのですか。

○（建設）白畑次長

確かに貸出ダンプ制度も雪堆積場でありますとか、今認めております転回場、ここにおきまして、雪に色はついていませんのではっきりはしませんけれども、転回場を認めているのは、あくまで、作業に必要なスペースの確保ということで認めておりますので、雪堆積場とはまた少し違った考え方で運用しているところでございます。

○新谷委員

前までは離れたところでもよかったわけですが、この改定によってだめだとなったわけでしょう。除雪懇談会でも対象外の雪堆積場を復活してほしいという要望が多かったようですが、一般質問で質問した路線は、住民の厚意で、いわば市の肩がわりで除雪をしている、このようなところはほかにもたくさんあると思うのですが、こういうふうに肩がわりしているようなところも、道路の雪を少し離れているから認めないというのは、やはりこれは納得がいかないのですよ。考え直さなくていいのでしょうか。

○（建設）白畑次長

昨年度から雪堆積場を対象外として、昨年、それから今年度も同じ今のルールで進めてもらいたいと思っております。市民の皆様からは、先ほど新谷委員からもあるように、対象外の雪堆積場を復活してほしいという声も聞いている、あることは承知しておりますが、またことし、運用して、2シーズン目になりますので、このような実態をよく見きわめながら、このままずっと続けるか、貸出ダンプ制度はいろいろ考えていかなければいけないところもあると思っておりますので、今後も制度を維持するためにそういったことを見きわめながら考えていきたいというふうに思っています。

○新谷委員

そうですね。やはり1年間様子を見て、市民の声をよく聞いて、見直すところは見直すと、そういう立場で行ってほしいと思います。

◎通学路の除雪について

次に、通学路の除雪に関してです。通学路も優先して行うべきではないかということも言いましたけれども、通学路に関しては、第3種路線はほとんどないのだと、第2種路線なので、きちんとやっていますということでしたが、この歩道除雪、これも学校なり地域の要望で延長されてきましたけれども、ことしはどれぐらい延長されているのでしょうか。どこが延長されたのでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

歩道ですけれども、昨年度におきましては、手宮に新設校ができましたので、その周辺の歩道除雪を今までしていなかったところを除雪したところでございますが、今年度におきましては、特に歩道除雪、昨年度と比べて延長したというところはございません。

○新谷委員

学校統廃合に合わせているような感じがしないでもありませんけれども、やはり学校に安全に通えるというのが一番大事なことで、一番というか本当に大事なことでと思います。それで、この歩道の除雪を延長してほしいという声はないのですか。

○（建設）雪対策第1課長

市民の皆様から懇談会等で、歩道除雪を行っていないところで歩道を新たに除雪していただきたいという御要望や御意見は伺っているところでございます。そこについては、その都度、精査しているところなのですが、歩道があり、車道もあるところで、車道、歩道とも狭いところに関しては、今の除雪の仕方といたしましては、狭い歩道に車道の雪を積むことによって、車両及び歩行者の空間を確保しているところもございまして、そのようなところにつきましては、なかなか御要望に沿うようなことができていないということが事実でございます。

○新谷委員

確かに私たちも毎年のようにパトロールして、できていないところもあります。菁園中学校や花園小学校など、そのところは本当にいつも除雪がよくないのですよ。歩道もできておりませんし、きょうも見たらたくさん雪がありまして、車もすれ違えないような状況でしたので、こういうところは早期に改善をお願いしたいと思います。

それで、共産党は除雪対策本部に教育委員会との連携というか、教育委員会も入れるべきだと言ってきたのですが、今、その教育委員会との連携では、どのようなことが話されていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

教育委員会の連携といたしましては、先日ですけれども、校長会から除排雪に関する御要望をいただきましたので、それについて教育委員会と小・中学校の校長会、それと我々除雪対策本部の人間で意見交換を行ったり、また、今後におきましても、始業式時点で、通学路等で危険な状況がないような形でのパトロールといいますか、打ち合わせ等も今後行っていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

それで、今、話し合いをしているということなのですから、今後、教育委員会を除雪対策本部の中に入れるという、そういうつもりはないのでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

かなり前になるのですけれども、過去におきましては除雪対策本部の中に教育委員会の職員が含まれていたという事実はございます。それがどのような形で除雪対策本部に参加されなくなったかということについては、古いことで記録等が残っていないものですからわかりません。いずれに對しまして、教育委員会とは小・中学校周辺の道路などを通じまして、必ず連携していかなければいけないものというふうに考えておりますので、今後におきましても考え方が一方通行にならないように、両方で話し合い等を緊密にやっていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

連携は本当に必要なことで、やっていただかなければならないことなのですから、除雪対策本部に入れるということもぜひ今後検討してほしいと思います。それについて伺います。

○（建設）雪対策第 1 課長

市長部局と教育委員会は、管理者等も違うことがございますので、この場で私から入れる、入れないということはお答えすることはできないのですけれども、今回、議会議論があったことは、教育委員会に伝えるとともに、話し合いをしたいというふうに考えております。

○新谷委員

教育委員会に言うことではないと思うのですよね。教育委員会には入ってくださいと市長部局から言って、入ってもらうというのが、そういう正しいやり方ではないですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

当然、教育委員会の考え方もあると思われますので、まずはこのような議会議論があったことを伝えてまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

そこが少し違うところですが、また質問したいと思います。

◎北海道新幹線の掘削土について

次に、北海道新幹線の掘削土ですけれども、今まで議論してきた中で、納得いかない点が二つほどありましたので、改めてお聞きします。

12 月 9 日の朝里川温泉地区の説明会で、鉄道・運輸機構は住民の声を聞いて、見切り発車はしないと断言して

ましたが、トンネル掘削工事は、塩谷地区ではことし 10 月に、それから朝里地区は来年 2 月に工事契約を結び、来年から工事に入りたいという説明でした。それで、朝里川温泉地区の説明のとおり、掘削土搬入の場所は住民の理解が得られていないので、本格的な搬入は、まだ見通せないと思うのですけれども、私が疑問に思うのは、工事をもう始めたいというふうに言っているのですね。そうしましたら、工事をその中でまた有害物質の調査なんかもボーリングでしていくわけですが、その工事を始めて出る土砂は、どこに持っていこうとしているのか聞いていますでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、行っている住民の説明会というのは、その発生土の行き先ということで、皆さんに御説明をさせていただいているのですけれども、もちろん工事のタイミングなどもありますので、先日も鉄道・運輸機構の説明の中では、朝里川温泉地区での説明でしたが、受け入れ地が決まるのはいつなのかというような質問に対して、鉄道・運輸機構では来年度の後半までに決めるのがリミットだというようなことでお話もされていたかと思います。当然、工期等の工事のタイミング等も若干ございますけれども、鉄道・運輸機構に今回の御質問に当たって、確認したところ、あくまで今、当初工事を進めていく中では掘ってすぐ対策の必要な要対策土が出てくる状況にはなさそうだとということで確認しておりますので、その掘り始める時期がいつかというのもまた出てまいります、当面は無対策土という部分での受け入れということで進めていくというような形で聞いてはおります。

○新谷委員

それにも、今は塩谷と朝里にある石切山の二つですよ。皆さんは、昨日も川畑委員が言いましたけれども、地すべり地帯でもあるしという心配もありますし、何万トン出のかかわりませんが、そういう正式に決まって入れるというまでですよ。あくまで要対策土が出てこないという見通しだと言うのだけれども、でもその土はどこに置くのですか。石切山にすぐ持っていくわけではないでしょう。まだ理解が得られてないだから。そこがわからないところなのです。例えば仮置き場、こういうのも必要になると思うのですが、その話は全然ないのです。それがどうなっているのかなと、単純な疑問です。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

先ほどトンネルの最初の段階で、無対策土が出てくる形になりそうだとということで聞いてはいるのですけれども、前は天神の住民の説明会等でも話をしておりますが、運ぶ場所については無対策土の部分の行き先については鉄道・運輸機構で、もうある程度今、調整を進めているということで話をされておりますので、そこはまず一番先に入っていく部分なのかなというふうには考えております。

それから仮置きの部分ですけれども、これもいつの説明会かはすぐ出ませんが、仮置き自体を全くやりませんという形では言ってはいませんでした。鉄道・運輸機構としては、仮置きするにしても、やはり何らかの手だてが必要になってまいりますので、なるべく仮置きは避けたいというようなことで、説明をされていたというふうに記憶しております。

○新谷委員

要対策土は出てこない見通しだと言うのですけれども、朝里川温泉地区の説明会では、石切山には後志、朝里、それから札幌トンネルの土を持ってくるとはっきり言っていました。その札幌トンネルの特に札幌側は、有害物質があるわけでしょう。ですから、そういう点では、もともと住民の理解が得られていない、そういう中で、やはり工事はさして無害だから何ともないということで、見切り発車となるということが言えるのではないのでしょうか。

それからもう一つ、環境アセスメント、これも 1 年間かけて行おうと言っていましたが、工事は来年になって始めると言っていますが、環境アセスメントは 1 年間かかるわけですよ。そうしたら、何か整合性がないのです。掘っている一方で環境アセスメントを 1 年間かけてやるというのは、これはアリバイづくりみたいなものではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

見切り発車にならないのかということは、昨日もお話しさせていただきましたが、今説明を行って順序立てを踏んで、進めていくということで、鉄道・運輸機構からは確認してございます。

もう 1 点、環境アセスメントを 1 年間かけてというお話だったのですが、これも改めて鉄道・運輸機構に確認したのですが、1 年という言い方、確かに説明会のときには鉄道・運輸機構でされていたかと思うのですが、環境アセスメントの終わるタイミングとしては、大体来年の秋ぐらいと、来年の終わりのほうでということ聞いておりますので、その中で環境アセスメントを進めまして、先ほど言いましたが、リミット、受け入れ地をここというふうにしなければいけないリミットというのが、来年度の後半がリミットとお話しされておりましたので、そのタイミングを考えていきますと、環境アセスメントが終わって、また再度、市民の方にその状況等々を含めて説明して、そこで御理解をいただければ、かなりスケジュール的にはタイトかとは思いますが、来年度の後半ぎりぎりというところで進んでいくのかなというふうには考えてございます。

○新谷委員

いずれにしても、代表質問の答弁でも住民の理解を十分に得ていくということで答弁されていたので、理解を得てというよりも、危険なものはいれないというような御答弁だったと思うのですが、そういう立場でお願いしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 04 分

再開 午後 4 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民進党に移します。

○佐々木委員

◎法定協議会でのふれあいパス事業の扱いについて

1 点目は、法定協議会でのふれあいパス事業の扱いについて伺います。

きのう、横田委員も使っておられましたが、私への答弁にかかわることなので確認をさせていただきたいと思います。先日的一般質問で、建設部長の私への答弁の中に、ふれあいパスという特定の事業をここ、これは法定協議会のことですね。そこで議論をするという形には考えておりませんという発言がありました。

一方、第 2 回定例会の私の代表質問への答弁では、市長から、ふれあいパスの課題について議論してまいりたいという答弁がありました。これは一体どちらが正しいのかということです。

昨日の答弁をお聞きしていると、必要があればと、意見があればなどとおっしゃっていましたが、そういうことは関係ないと思います。市長もこれは無条件で議論をしていくという答弁を、建設部長がふれあいパスだけを取り上げて議論はしないというふうに、これは全否定をしているという形です。一体これは、市長と建設部長、どちらの答弁が正しいのか、きちんと返答をお願いいたします。

○建設部長

法定協議会におけるふれあいパスの議論についてですが、ふれあいパスにつきましては、市の高齢者施策

として取り組んでいることから、その制度設計につきましては基本的には福祉部と関係者との間で協議するものと考えておりますが、法定協議会では、当面も地域公共交通網形成計画の策定が中心になるものと考えており、その中で市民の利用促進が重要であることから本市の少子高齢化の進展を踏まえたと、高齢者等の移動手段の確保、出かける目的をつくり、公共交通を利用することで健康の促進を図るなどの、そういった施策の検討が想定されるところと考えております。

既に地域公共交通網形成計画を策定しております、例えば釧路市では、計画の取り組みの中の一つとしまして、高齢者の移動を支援する公共交通の仕組みづくりという中で、釧路市高齢者バス等利用助成事業の見直しも含め、高齢者バス利用に係る支援の推進が位置づけられております。そういうことを考えますと、小樽市としましても、そのような視点の中で、取り組みの一つとして、福祉としての移動援助であるふれあいパスの事業についても議論されるものと考えております。

○佐々木委員

今の御答弁は、ふれあいパスについて、これは法定協議会の中で議論をしていきますということで確認してよろしいですね。

○建設部長

繰り返しになるのですが、制度設計につきましては基本的にはやはり福祉部と関係者がやるものと考えております。

ただ、今答弁させていただきましたが、利用促進なんかは高齢者等のやはり移動の確保という観点からは、どうしてもその施策の中で、法定協議会で計画を策定する段階の中では、議論するものがあると思いますので、そういったことを考えますと、制度設計ではなく、事業の推進等を踏まえた、そういったテーマとして挙げられることも考えられますので、そういったことでは議論することになると考えております。

○佐々木委員

議論をするというふうに確認をさせていただきます。

だから、言っていることは、結局、市長が言った答弁のとおりだということでしょう。いろいろな制度設計だとか何とかではなくて、市長はふれあいパスの課題について議論してまいりたいと、これは、第2回定例会のときにお答えになっているわけだから。今言っている意味というのはそういう、その制度設計なんかを除いた、そういうのはやるけれども、課題についてはやるというふうなことだと思うのです。それで、そうなったら、やはりやるとなれば、私は、福祉部長がここに入っているのは当然だと思うのですが、それについてはどうなりますか。

○（建設）小南主幹

まず、協議会につきましては、今年度2回、来年度4回開催する予定となっております、主な目的といたしましては、地域公共交通網形成計画の策定にかかわる協議を進める中で、当然施策の議論でふれあいパスの案件についても出てくると考えられまして、必要に応じて福祉部長に参加をお願いする場面も出てくると思います。

また、協議会の委員も定数を設けているわけではありませんので、施策の実施などにおいて必要であれば、福祉部長に委員に就任していただく場面も出てくると考えられると思います。

（「ぱっと言えいいしょ」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

福祉部長も入る場合があると、話の議論の中で。本来であれば最初から入れてほしいとは思いますが、まずは少し前向きの御発言をいただきましたので、それで私としては、了解はしませんが、そういう話だということは聞きました。

一方、北海道中央バス株式会社からは、福祉部長を入れてほしいという意見があったというふうに答弁でお聞きしています。どうして中央バスは、福祉部長を、どういう理由で入れてほしいと言ってきたのか、御説明

ください。

○（建設）小南主幹

中央バスに確認したところ、バス利用者の割合が高齢者の利用が多いということから、ふれあいパスなどの利用状況の情報提供を協議会の場でも提供する必要があるのではないかと意味で、福祉部長を入れたほうがいいのではないかと。また、来年度実施する予定のアンケート調査においても、ふれあいパスの利用状況を盛り込んだほうがいいのではないかとということで、福祉部長を置いたほうがいいと聞いております。

○佐々木委員

これは、本当に聞いていて真つ当な理由だなと思いますけれども、これは、私、聞きようによって、福祉部長を入れてほしいと言っているのは、やはり負担金の問題を解決した後も、一緒にこのふれあいパスについては連携して協議してまいりましょうと、向こうからこの問題について手を差し伸べていただいている、そういうメッセージなのではないのですか。私はそういうふうに取りましたが、どうですか。

○（建設）小南主幹

福祉部長を入れた理由として、先ほど述べたとおりですけれども、協議会の委員の方に、ふれあいパスの利用状況をまず提供したいということと、アンケート調査については調査の中でふれあいパスの利用状況を確認した中で、中央バスとしては、制度の中身、今後のあり方については関係部署と協議していきたいと聞いております。

○佐々木委員

今のが、私が聞いたことへの正しい答弁とは聞こえなかったのですけれども、よろしいですか、向こうからこういう意思があつて、先ほどの御答弁で福祉部長を入れるということも、将来的にあるのだというような御答弁もいただいていますので、中央バスのそういう御意思については尊重した上で、その辺のところも配慮していただきたいとお願いしますが、いかがでしょうか。

○（建設）小南主幹

繰り返しになりますけれども、福祉部長につきましては、施策の議論の中でふれあいパスの案件も出てくると思いますので、必要に応じて福祉部長に参加をお願いする場面も出てくると思いますし、また、施策の実施においても、福祉部長に委員に就任していただく場面も出てくるかと考えております。

○佐々木委員

この項目について、一つだけどうしても言いたいので言わせていただきますけれども、最初に言ったように、市長の答弁と建設部長の答弁が違うというような状況、それから前のときには言及がなかったというのが、最終的には言及はあったということになる。なぜか私の質問で聞いた答弁が、その後ひっくり返されるというのが2回あったのです。これは、私は自分で少し自信を失いましたよ。それとも、何か答弁のできが悪くてばかりにされているのか、私自身が何かばかにされているのか、やはりそういう思いを議員として持ってしまいました。やはり答弁そのものについては、質問についても、私、今回これは一般質問のときに、あれ、おかしいなと思いましたけれども、曖昧だったので調べてからと思ってこの場になったのですよ。やはりきちんとお互いこの質問と答弁について、正確さをきちんと、こうやって矛盾が出て、これを追求しなければならないような、そういうようなことはないようにしていただきたいのですが、市長、どうですか。

○市長

2点のうちの前段の部分、言及においては、私自身の言及という言葉に対しての意味の捉え方があったものですから、それに続いてのすれ違いがあったので、それについては私自身が改めていかなければならないと思っております。

今の建設部長からのお話、そのずれがあったということも、やはり私たちとしてもきちんと受けとめなけれ

ばならないというふうに思っておりますので、佐々木委員からの御指摘において、そういうすれ違いであったりとか、ずれが生じないように、私自身はまず 1 点目は私のことでありますから、私自身はもちろんですけれども、説明員としても質問に対しての意図をしっかりと答えられるように考えて取り組んでいきたいと思えます。

○佐々木委員

これからもよろしくお願いします。

それでは、次に、これからお聞きするのは、一般質問の再質問、再々質問でお聞きしたことですけれども、答弁の中でも記憶が曖昧だというようなことで、そういう部分もありましたので、改めて最初から重ねて聞くことになるかもしれませんが、勘弁をいただきたいと思います。

◎中央バスのアポイントについて

まず、秘書課で、10 月 6 日に行われた中央バスのアポイントについてですが、これは秘書課に面会の窓口を依頼したのはどなたでしたか。

○（総務）秘書課長

面会の窓口につきましては、市長から総務部長を経由しまして、秘書課へ指示があったという形となっております。

○佐々木委員

なぜ、中央バス社長との窓口が、このときは秘書課だったのでしょうか。

○（総務）秘書課長

基本的には市長のスケジュール管理ですとか、アポイントにつきましては、秘書課の業務となっておりますので、秘書課で面会のアポイントを行ったということになってございます。

○佐々木委員

日常的にということですね。秘書課がアポイントを取ったということを福祉部、建設部は知っていましたか。それとも知らせたりしましたか。

○（総務）秘書課長

福祉部と建設部にはお知らせをしてございました。

○佐々木委員

今これは、ここまでのところでいくと、なぜ途中から建設部に変えたのですか。理由をお答えください。

○（建設）小南主幹

面会の窓口についてですけれども、文書のやりとりについては、建設部が窓口となっていることから、建設部で行ってほしいということで考えております。

○佐々木委員

建設部に窓口を変えたのは、日にち的にはいつになりますか。

○（建設）小南主幹

今の秘書課の連絡をとった後といいますと、次に文書で回答しておりますので、文書で回答している、面会のお願いをしているのが 11 月 29 日ですので、その時点ではもう変更になっているということで考えております。

○佐々木委員

これも再度お聞きしますが、9 月 26 日、予算特別委員会の市長答弁で、社長にはお会いし、お話ししなければならないというふうに思っておりますので、お会いしたいということで原課を通してお伝えさせていただいているところではございますとおっしゃっています。この原課とは、どこを指していますか。

○市長

こちらの答弁におきましては、先日の本会議における質問の中で、私の記憶が曖昧で答弁ができなかったところでございますので、私から答弁させていただきますが、改めて確認させていただき、そのとき私が原課と言ったのは、福祉部地域福祉課を指して答弁をしたということでございます。大変失礼いたしました。

○佐々木委員

ということであれば、原課でない秘書課に面会窓口を依頼したことになるのですが、なぜでしょうか。

○（総務）秘書課長

繰り返しとなりますが、基本的には市長面会の約束についての業務は秘書課となっておりますので、場合によっては業務のつながりの深い原課でアポイントを取るときもありますが、今回は秘書課で行ってございます。

○佐々木委員

日にちを整理すると、9月26日のときには、原課は福祉部で、福祉部が窓口だったのですよ。ところがなぜか10月6日のところでは、日常的なということになって秘書課になって、さらに11月29日の建設部と、3カ所こういうふうに変遷しているというようなことです。一貫したものがないのですけれども、少しおかしいなと思いますが、この変遷は、今、説明した理由でつくのでしょうか、理由が。どなたかお答えできたらしてください。

○総務部長

9月の時点では、ふれあいパスの関係で、頻繁に福祉部が中央バスの小樽事業部とやりとりをしていましたので、そういったことで福祉部が対応してございました。

それから、10月6日の時点では、市長からの指示によりまして、一般的な秘書業務ということで窓口になったわけですが、ただ実はこのときに、中央バスからは要するに文書に対する回答がきちんとなされなければお会いできないという話がございます、それで文書を担当しているのが建設部ということで、建設部に窓口が移っていったという、そういった変遷でございます。

○佐々木委員

まさにそこを言っていただきたくて聞いたようなものなのですけれども、1度不在と言われて断られた、それから文書未整理だと言われて断られた。市長、この断られたときのこの2回について、今、総務部長がおっしゃられたように文書も何もないと、要は手ぶらで社長に会おうとしたということになりますよね。それとも何か持って行って社長とお会いしようとしたのでしょうか。

○（建設）小南主幹

これらの誤解を招いた点を解消するために、真意をお伝えしたいこと、また、法定協議会の設立のめどがついたこと、ふれあいパスの件などをお伝えしたいと考えておりました。

○佐々木委員

先ほど、総務部長にまさにおっしゃっていただいたように、やはり何らかの文書を持っていきなり、事前にいろいろなそういう下準備や何かを担当課がやって、その上で行くというのが、まず私はこういう場合の常道なのではないかなと。そうでなければ、いきなりここまで、たまたま初めてお会いする、もしくは訪ねていけるような良好な関係にあるときであれば、こういうふうに行ってもいいのかもしれません。さらに、福祉部はふれあいパスの件があった、建設部は文書を持っていくと、この間になぜ秘書課が挟まるのか、意味がわかりません。何で、ここで日常業務だと思ってしまうのでしょうか。これは日常ではないですよ。今、課長がおっしゃった話だけでも非常に重要な話ではないですか。その話をしに行くのに手ぶらで行く、これは私が思うには常軌を逸している。普通そういう交渉の仕方はしませんよ。そのことを中央バスから指摘されませんでしたか。もしくは、それで担当を建設部に変えたのではないのかなと。さらにもしくは、建設部自身が、それは

ちょっとまずいということに気づいて、担当を建設部に変えたりしたのではないのですか。

○（建設）小南主幹

先ほどの秘書課長の答弁と同じになりますけれども、市長の日常のスケジュール管理については秘書課で行っており、秘書課で対応したところではありますが、この案件については文書のやりとり等を含めて、建設部が対応していたため、建設部が窓口として対応していきたいと考えております。

○佐々木委員

言うだけしょうがないのかなと思いますけれども、社長との面談窓口を途中で秘書課に依頼したこと、手ぶらで会いに行こうとしたこと、これらが市長のこの問題に対する軽率な姿勢、事の重大さの認識の欠如、そのことをあらわしていると感じます。

同時に、本当に中央バスにしてみれば、なぜそんな軽く来られるのだという、非常に誤ったメッセージを送ったことになると思います。

この点について、何かお考え、反省点があればお示してください。

○（建設）小南主幹

先ほどのお話もありましたとおり、窓口については、その時々によって変わる場面もありますが、今後、この文書については、やりとりについては、建設部で対応していきたいと考えております。

○佐々木委員

◎11 月 29 日付の文書について

その文書、11 月 29 日付の文書についてお聞きします。

小樽市内バス路線に関する考え方についてという中央バスへの回答文書です。これは 6 月 22 日付の中央バスからの市への通知「小樽市内バス路線に関する考え方について」への回答ということでしょうか。

○（建設）小南主幹

6 月 22 日付の回答ということで考えて提出しております。

○佐々木委員

これについては、資料要求をして中も見せていただきましたが、この通知と、それから今回の回答の対応について説明してください。

○（建設）小南主幹

6 月 22 日の文書につきましては、大きく四つの体系でこちらに届いております。それに対応した形で回答したところがございますけれども、まずは今までの経過について 6 月 22 日の文書で、まず小樽市内で路線バスの維持に向けた貴市への法定協議会設立等の要請についてということで、文書をいただきまして、今までの経過について書かれているところがございます。これにつきましては、11 月 29 日の文書において、11 月に法定協議会が設立することができ、ようやく持続可能な公共交通確保に向けて第一歩を踏み出すことができたものと考えておりますということで回答しているところがございます。

二つ目に、貴職と当職とのトップ会談についてということで、今までのトップ会談での経過について、中央バスから書かれておりまして、その中で言及についても触れておりますので、その部分について、11 月 29 日の文書で返答しているところがございます。

次に、三つ目の項目として、貴職の認識を確認した文書の要旨についてということで、今まではトップ会談の中での行き違いの部分が書かれておりまして、それについては、市で地域公共交通の重要性が増していることも事実であるということで認識しているということで回答しております。

四つ目に、今後の当社の対応についてということで、中央バスからいただいておりますので、それにつきましては、市の今後の取り組みについて、本市にふさわしい持続可能な地域公共交通の再構築に努めてまいりたい

と考えておりますということと、今後において貴社との意思の疎通が図られるよう、できるだけ早い時期にお会いし、私の真意をお伝えしたいと思いますということで、回答しているところでございます。

○佐々木委員

この文書は、きっと市長御自身が書かれたのではなくて、担当の方が書いたのだと思いますけれども、読んでいて何かが伝わるのかというと、何かを伝えたい、これによって何かを変えたいという、そういう感じが伝わってこないのですよね。前段半分以上にわたる現状認識と、後段はトップ会談での市長発言の認識の食い違いの説明部分、これはほとんど何か以前どこかで見た文章の引き写しのように感じますが、違いますか。

○（建設）小南主幹

文書の表現につきましては、表現を少し変えることによって、また新たな誤解を招くおそれもありますので、同じような表現で繰り返しお伝えしたところでございます。

○佐々木委員

新たな誤解を生む、その危険性もないわけではないと思いますよ。だけれども、それだからといって、同じ文書を送って、前と状況を何か変えようというふうにはならないでしょう。

それで、新しい部分というのは、読みますと、法定協議会を開くことと、それから言及についてあったと訂正したことの２点、この２点ということで新しい部分はよろしいですか。

○（建設）小南主幹

大きくはこの２点でよろしいです。

○佐々木委員

この文書を牧野社長がごらんになって、何らかの状況が好転するとは望めません。危険を冒してでも、やはりここは市長の本当の思いをきちんと伝えるべき文書を送る必要があったのではないかと思います。自分のこれまでの発言で迷惑をかけたり、それから本当に地域公共交通や市長のまちづくりへの熱い思いがあるというのであれば、そのことがきちんと伝わるような文章にする必要があったように思いますが、市長、いかがですか。

○市長

先ほど主幹からも答弁したように、誤解を生むことの心配もありましたので、結果的にこういう文章になったと理解をいただければと思いますが、その文章だけでは伝わらないこともあるかというふうに思っておりますので、今までもお話ししていたように、直接お会いして、私自身の真意もお伝えしたいというふうに思っておりますし、また社長自身からもそのお気持ち等をお聞きしたいということなので、それも含めて、お会いさせていただきたいという内容も含めて文書を提出させていただいたところでございます。

○佐々木委員

だけれども、もう誤解が誤解を生んで、もう完全に固まってしまっているのですよ。それを何とか打開しなくてはならないわけではないですか。多分、この文章を読んで、お会いしてと何度もおっしゃるし、前副市長も前のときに、前定例会の予算特別委員会のときに、必ずお会いできると思いますと言っていたのですけれども、現に会えてないではないですか。何かをやはり変えなくては、本当に今やっているこういうことが、どうしても中央バスの市民の最終的には地方公共交通機関が維持できなくなったり、そこのところで悪影響が出てしまうので、私はこうやって言っているのです。決して市長のためを思って言っているわけではありません、残念ながら。

それで、何度か私が市長にお願いした謝罪のこと、市長は一般質問の中で、それが事実であれば当然謝罪とおっしゃっています。この文書の中で、言及のことについておっしゃって、間違いでしたと訂正している、このことについては、もう既に確認済みでしょう。このことについてだけでも文章の中に、一言謝罪の言葉を入れるだけでも違うのではないのですかね。それについてはどうですか。

○（建設）小南主幹

先ほどの言及についてですけれども、謝罪についてはお会いしてお伝えしたいという意向で文書等には入れていないで、実際に会ってお伝えしたいと考えております。

（「会えないんだべさ」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

この文書で会えてないし、会えないのだから、まず会えるために言わなくてはならないことなのではないですかね。私はそう思いますよ。順番のその理屈がよくわかりません。そう思います。本当に、やはり誤解を生んでいる部分について、やはりもう少し違う表現をする、それから市長の本当の思いを伝える、謝るべきところはこことことであるのだったら謝る、そういうものを組み立てた文章にすべきだったと思います。もう発送されてしまっているわけですからあれですけれども、この後、何かまた会ってもらえないというようなことで、また出すというようなことがあれば、よくお考えになってほしいと思います。

聞きますが、これは 11 月 29 日に出されました。これに対する中央バス側からの反応はありましたでしょうか。

○（建設）小南主幹

現時点では、今のところありません。

○佐々木委員

この中央バスとの交渉役というか間に入る折衝役を、前副市長が務めておられました。今後、中央バスとの折衝役は、誰になる予定ですか。

○（建設）小南主幹

案件によって異なりますけれども、所管の部長となると考えております。今回の件につきましては、建設部長ということで考えております。

○佐々木委員

最後になりますけれども、案件ごとに変わりますということですが、やはりきちんとこれについては、中央バスとの信頼関係を築く、そういう中できちんとした折衝に務めて、結果として市民に迷惑がかからないような方法をとっていただくようお願いをしますが、最後に市長、何かあればお聞かせください。

○市長

今までもお話しさせていただいておりますが、私自身の発言の真意が伝わっておりませんので、やはり直接お会いして、その真意をお伝えするということが、また、社長からもそのお考え等を改めてきちんと確認をして、その確認の上で、今、佐々木委員の御指摘のことも含めて考えているところでございますので、御理解をいただければと思います。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

自民党。

○山田委員

◎市長の政治姿勢と副市長の辞職について

それでは、私から市長の政治姿勢、また今回の副市長の辞職に関連してお聞きます。

最初に、我々自民党は、市長、副市長に辞職勧告決議案を提出、議決されたわけです。そして、副市長は調整能力の欠如など、自分の責任を感じ、潔く辞職いたしました。しかし、市長はいまだお残りになっております。再度、辞職をしない市長に疑問があるため、質問をいたします。

通常の 1 カ月の猶予を持って、副市長は市長の慰留にもかかわらず、やめたということであります。相当、かたい意志があったのではないかと思います、再度、その見解を伺います。

○市長

今までも、先日も答弁いたしました、何度も慰留は私自身、残っていただきたかったので、お話をさせていただいたところでございます。

結果的に、私からの説得も含めてしまったけれども、最終的には副市長の意思を受け入れることにしたわけではあります、何度も慰留している中でお話になったのは、やはり辞職勧告決議が可決されたということに対してのショックが非常に大きかったのではないかと、私自身は推察をしているところでございます。そのような意味合いにおいては、やめるという意志は非常に強かったのかなと感じているところでございます。

○山田委員

今、あらあら、市長からそういう推察する部分があったと思いますが、私は市長の意見とは少し違って、市長の巻き添えを食って、その責任を持って副市長はおやめになったと私は考えています。

今回、一般質問でもお聞きしましたが、まず、辻立ちは、私は選挙活動だと思っています。市民の声を肌で感じているため、辻立ちをしているというのであれば、ずっとやっていたほうがよろしいのではないですか。どのように、その辻立ちで、肌で感じていたのか、その部分をお答えください。

○市長

私自身、辻立ちは、基本的に先日も答弁いたしましたけれども、多くの方々の御意見を聞きたいということとともに、時にはもちろん私から何かを伝えるためにお話をすることもあります。そのような政治活動は、私のみならず、小樽市の議員皆様も行っているというふうに思っておりますので、その選挙活動という表現がそこに当てはまるかどうかというのは、私自身は思っておりません。あくまで政治活動の一環ではないかなと思っているところでございます。

そして、ずっとやっていたらいいのではないかというお話ですけれども、私自身は前にもお話ししましたが、あくまで時間の許す限りではございますけれども、ずっと今までも続けておりますし、これからも可能な限り、続けていこうというふうに思っているところでございます。

○山田委員

であるならば、なぜお一人でしないのか。このときは 3 名で行っていたと思います。この辻立ちも市長は自分の思いを、市民の思いをくむということでは考えているようですが、この市民の声を聞く方法、これに対しては、市長は辻立ちが一番だと思っていますか。その点をお答えください。

○市長

そのような政治的活動においては、1 人で行う場合もあれば、複数であることもあり得ると思っておりますので、私自身はそこに対してのこだわりはございません。あと、辻立ちは一番かという御指摘ですけれども、辻立ちも一つの手段、それ以外にもさまざまな市民の皆様の声を聞くとか、いわゆる多様な手段があればいいというふうに私自身は思っているところでございます。

○山田委員

それでは、市長がそういうふうな形で言うのであれば、副市長の今回の辞職によって、どのような弊害、また、ほかの部長の方々が公職を担う、その部分で秘書課から公職の一覧というものをもらいました。そういった部分では、各部長、こういう公職を兼任するというのであれば、負担になるのではないですか、市長。いかがですか、お

教えてください。

○（総務）職員課長

例えば、おたる自然の村公社ですとか、あと職員福利厚生会もそうですけれども、いわゆる副市長が委員長とか理事長というトップの立場である委員会等につきましては、それぞれ所管部長がその職務を担っておりますが、その分、部長に負担がかかるということであれば、次長という部長を補佐する職務もございますし、関係する職員がそれぞれ補いながら業務を遂行しているところでございます。

○山田委員

であれば、今、私の手元には、副市長の公職の一覧というのがありまして、この空席になった部分、それと解任になった部分、これはどういう対応をするのかをお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）秘書課長

空席につきましては、基本的には次の副市長が決まるまで補充はされないという形となっております。

また解任につきましては、役が解かれましたので、ほかの方々がそれぞれ業務をなさっていくというような形となっております。

○山田委員

解任についてお聞きします。解任した後、ほかの方々が今務められるということでお話がありましたが、それはどういう方々が務められるのですか。

○（総務）秘書課長

済みません、私のほうにそれぞれの委員から解任後、誰がかわりになったかというのは、現在情報は入ってきてございません。

○山田委員

例えば、小樽市防災会議、これはまだ委員ですけれども、これは総務部対応ですが、災害対策室でよろしいですか。

○（総務）秘書課長

所管課は災害対策室となっております。

○山田委員

では、その委員はどうするのですか。

○（総務）秘書課長

委員につきましては、ほかの方に変わったですとか、誰かが就任したとか、そういう形では現在のところ手続的にはまだなされていないような状態でございます。

○山田委員

では、いつまでされるのですか。

○（総務）秘書課長

こちらについては、現在のところ報告は来てございません。

○山田委員

それでは、ずっと決まるまで、来年まで、市長の任期まで決まらないということよろしいですか。

○（総務）秘書課長

この公職につきましては、副市長がやめられるときに手続が必要なものにつきまして、各部、各課に照会したものでございます。

退職したときにはどういう扱いになるかということを知っていてございまして、その後、新たな手続というのは、各担当所管で考えていくようなこととなっております。そちらについては、まだこちらに報告が来ているというよ

うな状態ではございません。

○山田委員

では、その手続は粛々と進められているということで考えてよろしいですか。

○（総務）秘書課長

大変恐縮ですが、そこまでこちらでは掌握してございません。

○山田委員

そういうことであれば、この職位というのは、全然まだ決まっていなくて、まだそれを決めることさえも行っていないということでよろしいですか。

○総務部長

副市長が退任されたのが 11 月末でございますので、まだそれほど日もたってございませんし、ここについては、それぞれの所管の中で、今後どうしたらいいかということは検討してまいりますので、急なことでございまして、なかなか事前に準備できるという状態では当然ございませんでしたので、今後きちんと検討してまいりたいと考えてございます。

○山田委員

通常の会社であれば、副社長が退任したら、すぐに 1 カ月以内に選任するのですよ。そういったことをなぜ市役所のトップである市長はできないのですか。

○総務部長

今、委員からは、通常の会社であればというお話でしたけれども、市役所としては、特段こういったことについてのルールというのは決まっておりますので、申しわけありませんが、通常の会社と同じように一月でということにはならないかなというふうに考えてございます。

○山田委員

であるなら、また市長の任期までということではよろしいのですか。

○総務部長

それぞれ全部一律にということにはならないと思いますけれども、いろいろな委員会との関係で、支障が出ないように、それは考えながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○山田委員

その言葉を信用して、よろしく願いいたします。

今回、やはり副市長がやめられて、もし今年度末まで副市長が在籍したとして、その給料だとか退職金だとか、その不用額はどれぐらいになるのかお示しできますか。

○（総務）職員課長

不用額ということで言えば、今年度末までで約 350 万円という形になります。そのほかに、退職手当のお話もあったかと思いますが、退職手当については約 650 万円で、既に支払いをしております。

○山田委員

まず、その 350 万円ですね、そのような予算があるのであれば、早急に探すべきではないですか。それは実際に予算組みしているわけですね。要するに今、副市長がおやめになって、来年の 3 月末までは、その予算が執行されないという、そうであれば、なぜそれを使って有効な求人というのですか、そういうことを何かできませんか。

○市長

先日もお話しいたしましたけれども、私としては副市長にやはり続けていただきたかったと思っていたところでございます。それが結果的に副市長自身のお考えについて、結果的に私は受け入れることになりましたが、その中で 11 月末まで、この市政に対して全力で職責を果たされている、その姿も見てきているのです。やはりその中で、

後任を考えられる状況ではございませんでした。ですから、私といたしましても、やはり山田委員がおっしゃられているように、副市長が不在ということによって、各担当部長であったり、職員に対して、負担というのは当然生じているわけではありますから、何とかその人選に向けて動きたいという思いはあるところではありますけれども、現状では残念ながら特段の行動は起こせていないというところでございます。

○山田委員

今、行動が起こせていないということでありましたが、辻立ちはできて、そういう行動はできないということよく理解しました。

そういうことであれば、例えば市長が不慮の事故に遭う、災害対策などのそういう部分、もし市長不在のときにはどうするのですか。

○（総務）職員課長

もし市長に事故があるということであれば、長期に職場を離れるという形になるのですが、その場合、市長、副市長不在となれば、小樽市長職務代理規則に基づきまして、総務部長が市長の職務を代理することになっております。

○山田委員

総務部長、よろしくお願いします。

各担当部長のこの副市長の権限、結構あると思います。先ほども言いましたけれども、それも含めて、今回、この副市長退任による小樽市の信用不安、その部分はどうなっているのか、私は心配なのです。

例えば観光分野であったり、市民が思う副市長不在の不安、国や道、他都市への小樽市の対応、商工会議所などの担当や経済対策、それと今、公明党の秋元委員が言っていましたが、庁内部局の統率、本当に何かぎくしゃくしているのではないかなと私は思っています。その部分、お答えいただきたいと思います。

○総務部長

副市長につきましては、これまでもやはり職員の相談役でもございましたし、いろいろな面で我々も助けていただいたという思いが強くあります。そういった中で、今不在になったわけですが、先ほど来お答えしておりますとおり、所管部長がそのかわりを担って、そして、また足りない部分は担当の職員も補ってというような形で、組織ですので、そういった形で対応してきております。もちろん穴というのは非常に大きいのですが、何とかそういった形で対応してきているという状況でございます。

○山田委員

本当に副市長の穴は大きいと私も思います。ただ、やはりやめられたから、その部分、もう後追いはできません。今いる方々で肩がわりしていただきたいと思います。

そして、新たな副市長の招聘について、お伺いします。以前は、道だとか経済界、庁内からいろいろ招聘はしました。そういうことは考えておられますか。市長か総務部長にお聞きいたします。

○市長

先ほども答弁いたしましたけれども、現状においては特段の行動を起こすことができておりません。今はもうその考えにおいても白紙でございます。

○山田委員

ということは、まるっきり当てがないということによろしいですね。今、市長が言われたように、この市長の迷走の対応は誰が担うのか、私はこれが一番の問題だと思っています。動議が出たり決議が出たり、こういうふうにして所管部署でお互いに出した出さない、こういうことでどうするのですか、小樽市役所。本当に市長、小樽市役所をぶっ壊すのですか。私は本当に心配ですよ。その点を最後に聞いて、私の質問は終わります。

○市長

山田委員の迷走というお話、私自身、迷走の観点がずれているかもしれませんが、私自身は自分自身が迷走しているというふうには思っておりません。

また、私としては、今までもお話ししているように、やはり上林副市長には続けていただきたかったのです。でも、山田委員も含めて辞職勧告決議というものをを出され、結果的にそれが可決され、副市長自身はその判断をなされてしまいましたので、その穴がどうしてもあいてしまったという状況でございます。ですから、その迷走に対する対応をどのようにされるのかという表現でしたけれども、私自身はそのような迷走自体を自分自身は行っていないと思っておりますし、また副市長があいてしまった穴は大きいですが、しかしながら、それを今、職員の皆様には負担がかかりますけれども、サポート等をいただきながら今後においても市政に対しての執行をしっかりと行ってまいりたい。このように考えているところでございます。

○山田委員

間違ってもらっては困りますよ。私が考えるのは、市長が辞職勧告を受けたのは、市長が原因です。副市長ではないです。副市長は調整能力がないということで受けたわけです。

そういうことですので、お間違えのないようによろしく願いいたします。

○中村（吉宏）委員

◎市長、副市長の行動について

ただいま、我が会派の山田委員から、市長、副市長の行動についての質問がございました。

今、市長から答弁で、迷走はないというお話がありましたけれども、市政は非常に迷走していると思います。

今回、市長、副市長に我々が提案しました辞職勧告決議案、これは可決されましたが、現に迷走があるからだと思えますよ。対中央バスに関するふれあいパス制度の運用、それから高島漁港区の問題、こうしたものを迷走と言わないで、では何が迷走なのか答えてもらえますか。

○市長

そのような課題等はあるって、それに対しての責任として、高島漁港区の件とふれあいパスの件におきましては、減給条例案で提案をさせていただいているところでございます。

当然に市政において、さまざまな動きがあれば、時々において、そのような課題が生じたり、問題点が起きるということは起こり得ると思っております。そして、それに対して責任を背負ってやっていくべきが市長の仕事だというふうに思っておりますので、それについては減給条例という形ではありますけれども、責任を果たそうと私なりに努力をしているところでございます。

それをもって、迷走とは私は言えないと思っておりますし、また今、副市長のお話でありましたので、私が副市長もこの間において、例えば周産期医療における各関係機関との調整であったり、また日本遺産における進め方、今、海上技術学校の問題等もありますけれども、それについても中心になって取り組んでもらいました。

さらに商大の共同研究等においても実現に至るまでに取り組んでおりますし、また今までも答弁させていただきましたが、さまざまな政策におけるたたき台というか、原案の整理等、課題等の整理等に取り組んできておりますので、今、山田委員も調整能力がないということからというお話がありましたけれども、私自身はそうは思っておりません。今、目の前に抱えている市政の課題、またはこのまちをどのように高めていくのかということにおいて、私も含め副市長もそうですが、しっかりその職責を今まで果たしてきたと思っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

るる御自分の都合のいい部分だけ切り取っての御発言でしたけれども、高島漁港区の問題は条例違反、これはコンプライアンス委員会も認める条例違反があったからですね。こういう事例は全国を見てもまずないです。小樽

市政は迷走しているのですよ。

ふれあいバス制度も対中央バスの問題も、こういう市民の生活や権利関係にとって、大きな問題を含んでいる。これに対する庁内の調整も何もできなかった、この責任は大きいですね。ですから我々は、辞職勧告決議、おやめなさいというものを提案し、それが議会で議決されたわけです。その重みを市長は民意がどうのと言いますけれども、議会だって民意を持っているのですよ。我々も公選で選ばれた人間です。その人間の過半数がおやめなさいという決議をしているに当たって、どのように感じているのですか。

○市長

このことにおきましては、先日も答弁させていただきましたけれども、私自身も辞職勧告決議を受けたことについては、重く受けとめているところでございます。

しかしながら、やはり副市長とは違って、私自身は今、中村吉宏委員がおっしゃったように、市民の皆さんから直接私自身も付託を受けておりますので、やはりその辺の民意を市政に反映させていくという職責も持っているところでございます。ですから、それを果たしていくことが私の役割だというふうに思っておりますので、今、中村吉宏委員がおっしゃることをもって、辞職はしないというところでございます。

（「議会民意についての回答がないのですけれども、これについてどういう見解なのですかと聞きました」と呼ぶ者あり）

ですから、議会もそのような民意を持っておりますが、私自身もそれを持っているということで答弁をしたと思っております。

○中村（吉宏）委員

この問題、ずっとやり合っても多分平行線でしょう。市長の認識は変わらないと思いますよ。ただし、議会が持っている民意を余り重視はしていないのだなということで受けとめました。

（発言する者あり）

いや、であれば辞職をするはずなのです。それも検討するはずなのです。検討がないということは軽んじているという認識です。

◎小樽市を被告とした訴訟の問題について

質問を続けますけれども、まず、今回 12 月 13 日に判決の言い渡しがありました、小樽市を被告とした訴訟の問題、これは原告が道都総合事業協同組合で、平成 27 年の第 4 回定例会、予算特別委員会における、まさしくこの場、私と、それから我が会派の濱本議員の発言をめぐり、この発言が原告の名誉を棄損しているということで、訴訟が提起されたものにつきまして判決がありました。その結果は、原告の請求を棄却するという判決でございました。

そして、我々が議会で行ってきた発言、これらについても、判決の中では全て正当化しております。この判決を受けて、昨年の第 4 回定例会が自然閉会という形になりましたけれども、そういったことも含めて、この判決に関して市長の見解を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長

その裁判において訴えられた先は、形式上、私になっておりますけれども、その内容におきましては、私個人を問っている内容ではございませんので、特に私からのコメントはありません。

○中村（吉宏）委員

昨年の第 4 回定例会、これも中断になった原因ですけれども、市長はこうおっしゃっていますよね、「私といたしましては、やはり秩序ある議会、そして品位ある議会を念頭に置きますと、もう少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていない」。我々は常に慎重に発言しているのですよ。物を調べて慎重に発言しているのです。これが引き金で第 4 回定例会がとまりました。この発言の主旨としては、我々の発言に対して、市長は非があるとでもおっしゃる内容だと思います。裁判所は非がないと言っています。この点はどうですか。いまだに市長

は我々の発言がおかしいとお思いですか、そうではないのですか、お答えください。

○市長

私、そのときの発言の中で、おかしいという表現は一つもしていなかったと思います。そのときの考え方について、今も考え方が変わっているわけではございません。

○中村（吉宏）委員

「もう少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていない」、つまり、訴訟が提起をされることはないのだということですけれども、我々はしっかりと市政の調査をするべき責務があるのだということも、今回の判例で言われております。

市長は何も言うことはありませんと、我々がこの発言の内容の当事者かもしれない、だけれども形式的には小樽市が訴えられている、この裁判の結果が、いわゆる小樽市には非なしという結論、これについて、何もございませんというお話もないのではないかと思います、この辺どうですか、もう一回コメントください。

○市長

繰り返しになりますけれども、私からコメントはありません。

○中村（吉宏）委員

では伺います。いまだに市長は、私と濱本議員の当時の委員会における発言に非があると認識されていますか。

○市長

非がある、ないということも、私はそのときには何も表現はしておりません。

○中村（吉宏）委員

当時の市長の答弁、こうも申されております。「また、私から見たらですね、私ももちろんそうですし、市役所としても、または市民の皆様にとってもですね、そのような対応を少し考えていただければ迷惑にはならない」「改めて秩序ある議会を意識して、このような出来事をですね、基づいて、改めていろいろと議会の中で考えていただけたらと、私自身は思っているところでございます」という発言でした。

迷惑おかけしたのでしょうか。我々の発言に非ありということですよ。いかがですか。

○市長

そのことにおきましては、つまり市を通して訴えられ、それに対して税金を使っているという状況についてお話をさせていただいたところでございます。そういう意味合いにおいては、結果的に裁判の結果が出まして、こちらからの支出というものはありませんでしたけれども、そういう観点において、お話をさせていただいたところでございます。

（発言する者あり）

○中村（吉宏）委員

だから、我々の発言に非があるのかないのかというお話を伺っているのですけれども、訴訟のいわゆる賠償金を支出する可能性があるとか、ないとか、そういうことではないのですよ。今、裁判所は非なしと認めていますと、その状況を受けて、どうお考えなのかということをお伺いしています。

○市長

私の当時のその発言がどういう意図だということを御指摘されているのだと思うのですけれども、実際にそれに伴う労力として、市役所職員のそれに対しての対応として、職務の中で果たしておりますし、また、そのようなことにおいて、その観点において、そういうお話をしたというところでございます。ですから、そのときも、そうですし、今もそのことにおいては非があるとかないとかということ、私は発言したことはございません。

（「今どう考えているかでしょ」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

では、そういうことであれば、今、非があると思われますか、ないと思われますか。今、我々の発言について。

○市長

先ほどの御質問と重なるところがあると思うのですが、それについて、私自身は何もコメントすることがありません。

（「なんでよ」と呼ぶ者あり）

（「勝ったんだから喜ばないとならないんじゃないの」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

この訴訟、そもそも原告は、森井市長の後援会の幹事長です。被告が小樽市で、代表として名前が記されているのは、森井市長なわけです。

何か、もう本当に釈然としない、結果は小樽市の勝訴という形になりましたけれども、それについて何もないとか、もう少しどうなのかなと思いますが、少なくとも、いいですよ、我々の主張の正当性が認められました。議会における我々の市政の監督の権能も裁判所はしっかり認めていますので、きょうの委員会議論の中で、先ほど秋元委員もおっしゃっていましたが、我々の主張等もしっかりと聞いて、声を入れた上での市政運営をしていただきたいと思いますので、その点はひとつお願いします。

◎中央バスとの関係について

次に、中央バスの関連のものでございますけれども、きょう資料要求をいたしました。

一つには、6月22日に北海道中央バス株式会社から小樽市へ送られてきた文書です。

もう一つは、起案もついていますが、小樽市から中央バスにその返答として送られた文書であります。本当に解せないものですね。6月22日に届いた文書を、何で11月29日まで放っておいているのか、この間、本当に何も文書に対する回答などはなかったのでしょうか。確認します、お答えください。

○（建設）小南主幹

6月22日に文書をいただいています、その間、いろいろと建設部としては法定協議会の設立に向けてという課題がありました。また、ふれあいパスについてもいろいろと課題がありまして、その課題を解決してから回答したいということで、その間、事務レベルでは中央バスにはいろいろと意見交換といいますか、情報を共有した中で進めておりまして、その間、文書等のやりとりはなかったものでございますけれども、中央バスとはいろいろと連絡を密にして進めていたところでございます。

○中村（吉宏）委員

いろいろ事務レベルで進めていました、ではそれが、6月22日の中央バスからの文書の回答になるという認識でいいのですか。

○（建設）小南主幹

6月22日の文書に対して、11月29日に回答したところでございます。

○中村（吉宏）委員

では、今まで主幹がおっしゃっていた、何か事務レベルでどうのこうのという手続というのは、この文書に対する回答には当たらないわけでしょう。当たらないのですよね、もう一回確認。

○（建設）小南主幹

この文書、6月22日の文書の中にも、法定協議会の設立についてだとかというところが書かれていまして、このような課題を中央バスとの間での課題が書かれております。それについて解決した中で、回答したいということで進めていたところでございます。

○中村（吉宏）委員

何ていいですかね、社会人として、これは物すごく不可解なのです。6 月 22 に送られてきた文書ですよ。それを、何かいろいろ法定協議会の道筋つけて云々と思ってらっしゃるかもしれないけれども、では何で、その翌日だったり、その 6 月 22 日から比較的近い日程で、そういう道筋をつけてから正式に回答しますというようなことも連絡してきたと思うのです、文書で。

そのほか、いろいろなことを書いていますよね、それ以外にも。ふれあいバスの事業者負担解消について、何の進展も示されていないとか、それから市長の発言に対して抗議もされていますね。市長には自治体としての役割の認識がないことを確認しましたと書かれていますよ。

まして、物すごく重要なのが、この 4 項目めにある、今後は民間企業として、でき得る小樽市内バス路線の改廃と抜本的な見直しを速やかに進めざるを得ないと考えており、実施の際には貴市関係部局に通知しますという最後通牒ともとれるような内容もあるわけですよ。これは市民生活に直に影響する内容だと思うのですけれども、こういう部分を捉まえて、事前に 1 本文書なり何なり、あるいは市長が面会に行くですとか、そういうような手配はしなかったのですか。できなかったのですか。

○（建設）小南主幹

文書の回答については、こういう課題を整理した中で回答したいということは、中央バスにも報告というか連絡をしていたところでございます。

また、最後の今後はというところですが、あくまで利用者が減っているということで、市内の路線バスの収支が改善されないということで、ずっとお話がありましたので、そういう部分では今回のダイヤ改正につながったのかなということで考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

それでは、今回の減便のことにに関して、これはまずいと、市民生活に影響すると先ほど私は言いましたけれども、そういう危機感とか認識、これを何とかしなければならぬ、中央バスとこの辺しっかりと協議したり、そういう発想はなかったのですか。

○（建設）小南主幹

平成 23 年から赤字になっているということで、一定程度の減便は中央バスで行っていたところではありますけれども、なかなかその収支は改善できないということで、25 年に赤字額が大きくなったということで、これ以上一定程度の減便であれば、その部分は改善できないということでも聞いておりまして、ただ、ここまで減便になるという認識はなかったのですけれども、一定程度の減便はするということで、事前には話を聞いていたところでございます。

○中村（吉宏）委員

では、今回の減便の割合、私も本会議で聞きましたけれども、この状況を知ったのはいつですか。

○（建設）小南主幹

中央バス小樽事業部から、最初に建設部に、冬ダイヤの改正についてお話があるということで 10 月 26 日にお話がありました。その後に、中央バスとの定例会議、11 月 6 日に定例会議の場でのお話があったところでございます。

○中村（吉宏）委員

こんなに直前までわからなかったのですか。もう 20%近い減便ですよ。今、この冬の寒い中、朝、学校に通う高校生や通勤の人も、それからお年寄りの方々も、病院へ通うのにバスを使います。寒い中、バス停で待つ時間がふえているのです。そのような認識や予見は、もっと早くできなかったものですかね。教えてください。

○（建設）小南主幹

ある程度、夏の段階から減便をしていくという話は聞いておりましたけれども、なかなか、こちらから問い合わ

せをしたところ、今、ダイヤを見直し中だということで、最終的な時刻表というのはいただいていたところでございます。

どちらにしても利用実態に合った形で、考慮した形で、減便をしていくということで、中央バスからお話がありまして、どうしても利用者が減っているという部分ではなかなか難しい点と、また、乗務員が不足しているという部分で、なかなかことしも採用が 1 人しか採用されていないということで、もともと定員に満たないところで残業をかけながら運行しているという実情もありまして、なかなか今までどおりの運行は厳しいということで、お話を聞いているところでございます。

○中村（吉宏）委員

夏にそういうお話があって、では、どのぐらいの割合で減便するのか、あるいは何かできることはないのかなど、連絡、協議は継続的にやり合っているわけですね。そういう中で、できないかもしれないですよ、国からの補助云々というお話もここに書いていますけれども、市民の足を守るために担当部署として、この間やるべきことはいっぱいあったと思うのです。結果は減便になったかもしれない、今、20% 近くの減便と言いましたが、これが 10% に抑えられる可能性だってあるのではないのですか。みんなで頭を寄せ合って知恵を出し合えば。そういう作業をしないで、一方的に情報だけ受けて、ああ、そうですかということだったのですかね。この点、教えてください。余りにも仕事としてなっていないと思います。

（「今まで市長がやってきたんだよ、そうやって頭下げて」と呼ぶ者あり）

○（建設）小南主幹

確かに乗務員がいないという部分はなかなか免許を持っている人を探すだとかというところはしていないところではありますし、中央バスも、補助金に頼らないで収支を改善していきたいという部分がありまして、補助金に頼らない経営をしていきたいという話もありまして、なかなか補助金を出して運行するということも難しいということで、利用者が減っているということが一番大きな原因だと聞いております。

いかに市民の方に利用していただけるように、今後、その利用促進に向けた施策等を検討していきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

だから言いたいのは、あなた方はそういう状況だけを聞き取っているだけで仕事だと思っているのですと。それに対して、何か積極的なことを提言したり、人が減っています、それはそうですよ、現状、今人口も減少しているわけです。だけれども高齢化していて、バスを必要としている人もますますふえてくる、そういう状況もあるわけではないのですか。そういうことを認識しながら、中央バスからそういう情報をいただいた中で、国の補助金云々のメニュー、でも中央バスはそれを使わないというお話ですけれども、1 点伺いたいの、それはいつの時点で出てきたのですか。少なくともこの文書のやりとりをしている中からではないですよ。文書をやりとりしている中から出てきたのか、それとも最初からそういうおつもりで中央バスがいらっしやったのかというのがまず一つ。

そして、中央バスからのいろいろな要望が上がってきている中で、法定協議会を早期に開いてほしいと、そういう要望だってある中で、何か寄り添ってあげられることはできなかったのですか。長い歴史の中で、小樽市民と一緒にやってきた会社ですよ。小樽市民を支えてくれた会社ですよ。そういう思いというのは、何かなかったのですかというのが一つですね。

それから、答弁を聞いていると、この減便を担当部署ではみすみすああ、そうですかという感じで受け流しているように思います。だから市民目線ということからは逆行しているのだと思うのです。市民目線ではないのですよ、市民は不便を味わっているのですもの、今。そういう認識を原課の方たちは持っているのですか、市長も含めて。市長も原課の方も思っていらっしゃるのか、物すごく本当に憤りさえ感じる、この 3 点、しっかり教えてください。

○（建設）小南主幹

中央バスからは、一つの路線に対して、ある路線では 30 人以上は乗らないとペイしないということでもう言われております。確かに何も手はなかったのかという部分においては、昔は人口もふえながら、少子高齢化ではなく、学生のときはバスを利用して通学をしていたというところで、それから免許を取った段階で、バスから自家用車に変えてしまうということで、だんだん利用者が減ってきているという背景もあります。

一方で高齢者という部分では、今、銭函でアンケート調査した段階でも、外出しない方がかなり多くいらっしゃるということで、なかなか利用される方が、学生が中心となって利用しているという現状もありまして、収支という部分では、かなり少子高齢化の部分では生徒が減っているということで、利用者が減ってきているのかなということで、中央バスでは利用実態を考慮しながら、ダイヤを改正しているということを強く強調しておりますので、それについては、中央バスはダイヤ改正の専門家でありますので、そういう部分ではそういう部分を考慮した形で時刻表を改定しているのかなと考えております。

（「三つ伺っているのですけれども」と呼ぶ者あり）

○委員長

ただいま、3 件にわたって質問があったのですけれども、まだお答えになっていない部分はどなたがお答えになるのですか。

○（建設）小南主幹

あと一つ、市民目線ではないのではないかということなののですけれども、それについても確かにこの規模のダイヤ改正になるとは思っていないところではありますが、早目に情報を教えてほしいということをお願いしていたところなのですけれども、最終的にいただいたのが 10 月 26 日となっております、こういって進めていきたいということと言われて、ダイヤについてはこれでいきたいということで報告を受けたようなところでございます。その間、なるべく通勤時間帯については余り影響がないような形でということをお願いしていたところではございますが、日中の便についてはかなり減便されたところでございます。

○中村（吉宏）委員

ずっと聞いていますと、やはり原課の方もやっていることは作業なのです。私が言っているのはそういうことではない、市民目線でいったら、中央バスが今困っていて、中央バスの減便があったら市民が困るという、こういう関係性の中で乗る人がいないのだったら、では市役所の庁内も含め、民間の会社も含め、バスを利用しましょうと、マイカーではなくてバスを利用しませんかと訴えかけをしたりですとか、そういうことは可能だと思うのですよね。小さいことかもしれないけれども、そういうのが寄り添うのだと私は思うのです。そういうことを初めとして、何か一つでも二つでもそういうことをやってきたのかと、今伺っている限りではやってないです。ただ一つ、通勤、通学の時間帯の便は減らさないでほしい、こういう要望は必要だと思いますけれども、こちらからの要望ばかり言っていて、中央バスの要望を全然聞いていないのです。何かこれもおかしい話だなと思います。

そういうことをもう少し認識してほしいということを申し上げて、私からの質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。